

令和7年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和7年3月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 特別委員会議案付託
- 第 3 常任委員会議案付託
- 第 4 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第31号、議案第32号直接審議（先議）

日程第 2 特別委員会議案付託

日程第 3 常任委員会議案付託

日程第 4 常任委員会請願付託

出席議員（18名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
12 番	林 晴 道	13 番	宮 内 保
14 番	飯 嶋 正 利	15 番	宮 澤 芳 雄
16 番	伊 藤 房 代	17 番	向 後 悦 世
18 番	景 山 岩三郎	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（2名）

11 番	遠 藤 保 明	19 番	木 内 欽 市
------	---------	------	---------

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	スポーツ振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（飯嶋正利） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第33号までの33議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） それでは、議案質疑させていただきます。

既に皆様方、ご存じのとおり、2月21日の市長のプレスリリース用アナウンス、翌22日、読売新聞掲載記事、旭市予算案342億円、給食費完全無償化、2025年度の当初予算案が発表されました。一般会計前年度当初比5.3%増、過去2番目の規模、子育て対策に力点、給食費の完全無償化、小児科診療所の開業等補助制度の導入に2,500万円計上、オンライン医療事業、干潟地域の学校再編に伴う整備事業に3億6,400万円計上という見出しが躍りました。

さあ、そこで議案第1号、令和7年度一般会計予算に関して4点質疑いたします。

1点目、地方自治体にとりまして収入を確保しつつ支出を適切に管理すること、つまり収入と支出のバランスがとても大切であることは言うまでもございません。そこで、令和7年度一般会計予算編成については、入るを量りていずるを制す、あるいはいずるを量りて入るを制す、どちらの考え方で予算編成されたのか、質疑いたします。

2点目、予算編成においては、持続可能な財政運営を最優先に掲げて予算編成している自

治体がほとんどでございます。予算要求から予算査定というプロセスを経て出来上がった来年度予算案、支出の見積り精査等々、財政課長、大変お疲れさまでございました。

そこで、経常経費で具体的な見直しを行った点について質疑いたします。

3点目、第3期総合戦略がいよいよ令和7年度4月よりスタートをいたします。総合戦略では、健康で心豊かな暮らし、つまりウェルビーイングの向上をサブテーマとして「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭」、「デジタル技術による地域課題解決」を掲げております。

基本目標4点について、全てデジタル技術による地域課題解決、そのための重点プロジェクト4点、基本施策31施策、行政改革アクションプラン4施策全てにおいてデジタル技術による地域課題解決が設定されております。どこに重点をおいた予算編成になっているのか質疑いたします。

4点目ですけれども、財政の健全化の取り組みでは、これまでの行財政改革により健全なる財政状況の維持ができているとしております。しかし、一般会計5.3%増となっているものの、令和5年度決算では、行財政改革の推進により健全化判断比率指標、国が示す早期健全化基準をクリアし、厳しいながらも健全なる財政状況の維持が図られたとしております。そこで、財政健全化の取り組みとして、さらなる支出の抑制に向けた施策を検討したのか、質疑いたします。

以上、第1回目、4点の質疑です。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、伊場議員のご質疑について回答したいと思います。

まず1点目ですけれども、量入制出か、量出制入かどちらの観点かという部分ですけれども、基本的には旭市につきましては、量入制出ということになります。

2点目、具体的な見直しを行った点というところですが、経常的な経費につきましては、予算編成を始めるに当たっての全庁的な説明会において、コスト意識を持って徹底した経費の削減に努めることや、新たに発生するものについては、少額であっても真に必要なものに限るよう、その必要性を十分に検討した上で予算要求するよう周知したところです。

令和7年度の予算編成において、経常的な経費で新たに具体的な見直しを行った点としては、自治体DXを推進することを踏まえ、これまで紙ベースで製作した資料等につきましてはペーパーレス化を促進することや、パンフレットや啓発チラシについては、市のホー

ホームページやSNSを活用することで印刷部数の削減に努めること、法定で書面による通知が必要なものの以外の周知、勧奨などが目的の郵送物については、市のホームページやSNS、リマインダーシステムなどの他の方法等を検討し、活用し、発送数の抑制を図ることなどになります。

それでは、（３）番になります。

すみません、（４）番のほうを私のほうから。３番はちょっと。

具体的に検討した施策名ということなんですけれども、新たな総合戦略と一体で推進する第５次行政改革アクションプランの中で、自立のための財政戦略を掲げているところです。

予算編成においては、旭市行政改革アクションプランに掲げる取り組み目標や実施計画等を着実に実行することを予算編成方針で掲げているということです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは、（３）どの基本目標に重点を置いた予算編成となっているのかについてお答え申し上げます。

総合戦略に掲げております基本目標は、いずれも新たな将来都市像の実現に向けて大事な目標と考えております。従いまして、どの基本目標についても、その基本目標に基づいた施策や事業の計画的、効率的な推進を図ることを目指した予算編成としたところでございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也） それでは、４点につきましてそれぞれ２回目の質疑をさせていただきます。

まず、量入制出か、あるいは量出制入かという回答では、入るを量りていずるを制するという回答でした。

これは簡単なので非常に判断に迷う点かというふうに思うわけですが、課長、それぞれの二つの編成の違い、量入制出と量出制入の予算編成における二つの違い、並びにそれぞれのメリット、デメリット。今回、やっぱり３月議会で非常に大事だということで、課長、「自治体予算のリアル」という書籍ね、併せて「自治体の“台所”事情 “財政が厳しい”ってどういうこと？」。この議員の中でも同じように研修会等々で勉強された方もいるんですけれども、予算資料だけではなかなかまちづくりというのは見えてこない。そういう中で、予算の編成方針等々はやはり基本だということを勉強いたしましたので、それぞれの違い並びにメリット、デメリット、これをお教えいただければということで再質疑をさせて

いただきます。

(2) の経常経費の具体的な見直しについて再質疑をいたします。

結論から言って経常経費、具体的に見直しといっても非常に見直しが難しいのではないかとということがあちこち言われておりますし、書かれておりますし、私もそう思うのですけれども、令和7年度の一般会計予算で持続可能な財政運営、これもとても大事だと思いますし、やはりかかるものはしょうがないにしても、経常経費を抑えつつ必要な公共サービスの維持、このバランスを図ることがとても大切であるというふうに認識をしておりますけれども、その点について課長のご答弁をいただきたく思います。

3点目の総合戦略に基づいたデジタル技術による地域課題解決の予算編成、市長から答弁をいただきました。総合戦略を見ても、先ほど言いましたように「デジタル技術による地域課題解決」、今後ますます重要になってくると思われるゆえ、総合戦略に設定しているというふうに判断するわけですが、今後、財政課長、見込みとして来年度、再来年度でも結構なんですけれども、トータルしてどれぐらいの予算計上が必要であろうと、DX推進につきまして、どの辺の積算をしているのか、お尋ねしたいというふうに考えます。

あわせて、4点目の2回目の質疑でございますけれども、先ほども言いました財政の健全化の取り組み、これも財政課としては必要不可欠な取り組みだと思いますし、市全庁挙げて財政健全化の取り組みあるいは持続可能な予算編成、必至だと思いますけれども、具体的に検討した施策名はございますか。1点目。

2点目、それではなぜ検討される施策として上がったのか。金がかかり過ぎるのかもしれませんが、その理由、根拠をお教えください。

3点目ですけれども、1点目は先ほどお答えになったということで、2点目、3点目、結果的に予算支出の抑制につながった金額というのは概算で結構です。おおよそどれぐらいの金額になったのかお答えください。

以上、2回目の質疑でございます。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 量入制出と量出制入の違いということですが、基本的にはどの地方自治体であっても恐らく量入制出でいっているのではないかと。というのは、基本的には、自治体は独自で歳入というのを増やすというのはなかなか難しいというところで、基本的に多いのは市民税、税収ですね。それと、あとは地方交付税、これが大体を占めていま

す。地方交付税は、国の試算によって来るものであります。税収につきましては、基本的には税率というのはほぼ変わらずやっている中で、なかなか歳入というのを増やすのは難しい。その中で、入るを量りていずるを制するという精神で、要は歳入見込みを、それを制約にして、それで歳出を決めていくというものが量入制出という観点だと思います。要は、収入に合わせて歳出を考えていきなさいという精神で、これはどの地方自治体もそれでやっていると思います。

一方、逆のほうの量出制入、この考え方で編成を行っているとするれば、もしかしたら国家予算なのかなと。国の全体的な予算、国が多分予算を考えるとときには、国民に対してこういった需要が必要だなというところで財源を見繕っていくと。

全体的な国の予算編成もそうですけれども、毎年度、国のほうが地方財政計画というのを、国が当初予算をある程度閣議決定したあたりでそういうのを示すんですけれども、そちらの考え方のほうも基本的には地方財政がどのぐらいの需要があるのかというのを量った上で、地方財政をちゃんと継続して行うためには国としてどういう収入を見繕ったほうがいいのかというところで、もしかしたら国家予算とか国の考え方は逆のほうかもしれないんですけれども、基本的には、自治体につきましては入りを量って、歳入をまず計算して、それに見合った歳出を編成していくというのが市の考え方というところになります。

メリット、デメリットというのは今の説明の中で大体酌んでいただけるのかなというところなんですけれども、基本的には量入制出のデメリットというのは、最初に自治体が需要を見込んでしまうと、じゃ、それに見合った歳入を、税率を上げていくのかというと、これは多分難しい話だと思うんですね。そういった議案を出したら恐らく否決されるんじゃないかというところで、デメリットというか、自治体が逆に量出制入にした場合のデメリットはそういうところなのかなというふうに考えています。

次の（２）必要なサービスのバランス、１回目で答弁したとおりではあるんですけれども、経常経費、これはもう地方自治体が運営していく中では、なかなか維持管理費というのは削減できるようでできない。今回も予算が膨らんだ経緯というのは、やっぱりいろんな人件費とか、最低賃金の上昇なんかでいろんな委託料だとかというのが上がってきています。なかなかそういった部分では、経常経費というのを削減するのは非常に難しいんですけれども、当初予算の編成に当たっても全職員に対していろいろ説明会を行う中で、ちっちゃな部分からでも削減できるものは削減できるように、そういった形で編成をしていくというところで、なかなか具体的な細かいところは難しいんですけれども、いろんな垣根を取って、いろんな

分野で経費を削減というところで、全職員が考えていただいているというところになります。

(3) 番、デジタルD Xを推進するに当たって今後どのぐらいの予算の見込みが必要かというところなんですけれども、正直まだ計画的には見えていない部分があります。はっきりとどのくらいというのは見込みが立っていない状況です。都度都度やっぱりD Xを考えていて、その都度その都度どういった需要が必要なのか、どういった経費が必要なのかというところで都度都度量っていくというところで、今現在で長期的に幾らかかるというのは、試算はしていないところです。

(4) 番ですけれども、検討した施策も1回目でお答えさせていただきましたので、その理由というところなんですけれども、自立のための財政戦略を施策として掲げた理由は、現状、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や老朽化が進むインフラ、公共施設等の維持更新に係る支出の増加が避けられない中、エネルギー価格や労務単価の高騰、物価高騰などによる経常経費の上昇が想定されている。以前にも増して財政負担が増えていくことが強く懸念されているという状況であります。今後の財政見通しについては、決して楽観視できる状況ではないということで、それを理由にしたところです。

3点目になってしまうんですが、支出の抑制の金額というところなんですけれども、より効率的、効果的な事業に予算、人、時間、そういったものを重点配分するため、施策、事業の優先順位を明確化するとともに、最少の経費で最大の効果を得るため、今以上に徹底した効率化や事務改善などにより支出の抑制に取り組むこととした上で予算を編成しておりますので、何を基準に抑制につながったとするかを含め、具体的な金額を示すのはなかなか難しいというところになります。

決算において、行政改革により健全な財政状況を維持できたという結果になるよう、執行に当たっても徹底した効率化、事務改善などによる支出の抑制に取り組むとともに、常に事業検証、振り返りなどを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、答弁漏れはございませんでしたか」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ないみたいです。

伊場哲也議員。

○5番(伊場哲也) 私の質疑の仕方、練って練って質疑したつもりですけれども、伝わらない部分がったんでしょうか。まずそれぞれの違い、メリット、デメリットも含めてという

ことを質疑したつもりですけれどもね。

2点目は、経常経費を抑えると市民に対してのサービスの低下につながるということも懸念されるので、配慮しなければいけないということで、公共サービスを維持するためのバランスということでお尋ねしたんですけれどもね。

それから、DX推進につきましては、試算化がまだされていないということですけれども、これはやっぱり先を見通して、早急にというふうに思っただけでなく、答弁漏れないかというふうに議長に確認をさせていただきたいんですけれどもね。

あわせて、予算支出の抑制、金額はどれくらいかという数字についてもご回答いただけなかった点で、やっぱり今後、来週それこそ予算審査会がありますので、予算審議のときにちょっと数字に目を凝らして見ていきたいなというふうに思います。

3回目の質疑をさせてください。

それぞれの量入制出、つまり応益負担とそして量出制入、応能負担、応益負担、もうちょっと明快なる回答をいただきましたかったですけれども、先ほども言いました令和5年度決算における財政状況並びに市税の収入の見通しについて、予算編成方針等々に最低賃金の引上げに伴う市税の増収ということが書かれておりますよね。

あわせて、未利用財産の売却、ふるさと納税の増加による自主財源の確保、このことも念頭に入れながら今年度、来年度に向けてこの12月、1月、2月、大変な労力を費やして令和7年度の予算編成をされたというふうに思うのですけれども、今後、先ほどの質疑とちょっとかぶってしまうところもあるのですけれども、今後の令和7年度以降、8年度、9年度、10年度と税収見込み、簡単に言うとどんどん減っていくよと。しかしながら、今言いましたように自主財源の確保は、具体的には財産の売却です。ふるさと納税の強化により自主財源を確保していく。

最低賃金の引上げに伴う市税の増収というのは、個人的には私自身、疑問があるのですけれども、今言いましたように今後の5年間でもいいです。税収の見込み、どの程度を見積もっているのか。財政が厳しいと課長からのお話もありました。

やっぱり見ると、各自治体は本当に厳しいということが分かるのです。であるならばどこを節約するか。ましてや給食費の無償化とありますので、景気の下押しリスク、財政課、これは即答できることを予想しかねますので、課長には8年度、9年度、10年度、向こう3年間でも結構です。税収の見込みに対してのお考えをご回答いただければと思います。

2点目の（3）で3回目です、課長。

経常経費については、自治体の財政運営を圧迫する要因であるということは疑いのない事実であります。ですからこそ経常経費の適正化、これが言われると思うんですね。見直しのポイントは経常経費ですから、人件費、扶助費、物件費、公債費に分けてそれぞれ見直しすることが大切。自治体の財政運営を正常にしていくためにも、簡単で結構ですので見直しのポイント、これを教えていただければというふうに思います。

3点目、最適なデジタル政策の導入、予算計上がいまいちであるというご回答でしたので、4点目の3回目の質疑に移ります。

行政改革推進課長でも結構ですけれども、財政の健全化に向けた行財政改革のポイント、大切な視点、これをお教えてください。

以上、3回目でございます。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 税収の見込みということなんですけれども、今アクションプラン策定の中で財政推計というのをお示ししている中で、市税というくくりの中では、基本的にはその推計の中では8年度が77億7,800万円、令和9年度が77億4,100万円、令和10年度が77億1,400万円、令和11年度は76億8,200万円という推計を今見込んでいるところです。

（2）経常経費の適正化、見直しのポイントということなんですけれども、基本的には前もこの議会の中で私のほうからも申し上げたことがあるかと思うんですけれども、やはり合併以来、施設の統廃合という部分が思うように進んでいない部分があります。今、学校の統廃合というのもだんだん地区ごとに進めているところなんですけれども、まずは旭市としてその施設の在り方というのをよく議論していただいて、合併して20年たって、それぞれの合併前の自治体においては、一つはあったほうがいいねという施設が合併して、それが複数あるという状況ではあると。

そういったところをいろいろ議論していく中で、もうちょっとスリム化できるのではないかと、というのは当初は合併前に一つの自治体でこれはというところで、ちょっと背伸びした施策で、ちょっとサービスが高めの施設であったものがあるかと思います。そういった部分も要はサービスをもうちょっと平準化するというところで、そういった部分で経費を節減できればなど。これは今後いろいろ進めていく中で、議員の皆さんとも議論していかなければ進められないところではございますが、経常経費を削減できる大きなところとすればその辺かなというところでは考えています。

それから、4点目の行政改革のポイントというところなんですけれども、これまでも行政改革ということで、職員数についてはかなりの部分で削減してきました。行政改革の部分でちょっと進んでいないのかなというのは、やっぱり施設の統廃合という部分では合併以来、目標としていた部分よりもなかなか進んでいないのかなというところもありますので、そういったところも行革のポイントというところで捉えてもいいのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 一般会計の予算の推移、今課長からお話がありましたように合併当初、その翌年、平成18年度の一般会計予算は241億8,000万円、ですからざっくり100億円くらいの一般会計予算編成をしているんだと。

当時の広報には、平成18年度一般会計予算1人当たり合計のいわゆる収入の内訳ですけれども、8万5,500円、1世帯当たり25万5,400円と、この辺の数字等々について、人口も当時は7万1,000人、世帯数が2万4,000弱ですのでこの辺も大きく変わっているかと思えますけれども、この辺のことも考えながら次の予算審査のほうをさせていただきたいと。

議案質疑のほうをさせていただきました。多岐にわたって答弁いただき、課長ありがとうございました。

以上で質疑のほうを終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 令和7年第1回3月議会において質疑を申し上げます。

議案第1号の令和7年度旭市一般会計予算について大きく2点ご質疑申し上げます。

まず1点目が、市長の施政方針演説の中で総合戦略・国土強靱化地域計画は何を目指して当初予算に反映されているのかということであります。

実は、これが第2期ですよ。第3期というのはいつ出来上がるんですか。第3期の計画が全部明らかになっていないのに、あなた方が第3期に基づいて令和7年度の予算編成をしていて、そこでもってこういうことだと議論されたって、私たち議論の進めようがないんで

すよ。違いますか。12月の末に最終的なことについてのちばぎん総研を含めて会議がありましたね。その総合計画と言われるものですが、総合戦略と国土強靱化計画の一体となったものは、最終的にどこでもって決定がされるのですか。そこからまず聞きたいと思っているんです。

第2期の終わったのが6年ですから、今ですよ。それで、4月から第3期が始まるわけで、5年間ね。その5年間のことを明らかにしないまま予算編成がされているのではないかな。特に私が気になったのは、「令和7年度当初予算の概要 予算編成方針と予算の規模」というのが配られていまして、ここのところを見てびっくりしたんですが、2ページの左の上の肩のところに「令和6年10月3日決定」となっているんです。こんなことが書いてあったかなと思って令和6年度の同じものを見たら、これは書いてありませんでした。

そうすると、この予算編成方針というのはもう去年の10月3日に決まっていたんですか。決まっていたということは、要するに12月議会をやる前から決まっていたということで、それはどういうことなのかということをご説明いただきたいと思います。

ですから、そのような決め方、これはここに今出しておりますけれども、まずそのことを含めて、市長の施政方針並びに提案理由のやつを全部よく読み込んだんです、私は。その中では、結局我々議員が知らない。最終的にまだ決まっていない。年度が終わらなければ決められないということをおっしゃるかもしれないけれども、最初の令和7年度、初年度がどういうふうに予算を組むかということはもう新しい年度なんですよ。終わったところとのつながりなんですけれども、それを私たちに半年後にその方針を見せればいいというのは、それは執行部の考え方としておかしいんじゃないですか。そういうことを感じまして、この問題について率直にお聞きしたいと思って質疑を申し上げます。

ですから、文章を読んでみますと、第3期総合戦略、令和7年から11年については今年の4月がスタート時期であるのに、いまだその内容も明らかになっていない。また、国土強靱化地域計画も第3期の計画内容が明らかではなく、いずれの計画が今の時点で明らかにならないのに、令和7年度予算に反映されているとの説明であるが、3月議会中にその概略事務を明らかにする必要があるのか。そして、その予算のどの部分に反映されているかを明らかにされたい。

令和7年度の基本施策が総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿っているとのことだが、ということで、次に重点プロジェクトについて聞きます。

通告書の中にある（2）重点プロジェクトの次の四つの重点内容を明らかにしていただき

たい。

- ①旭ブランド創出プロジェクトとは何か。
- ②こども・子育て応援プロジェクトとは何か。
- ③つながる地域づくりプロジェクトとは何か。
- ④“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクトとは何か。

具体的に当初予算にどのように反映されているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、議案第1号の議案質疑ということでありました。

（1）の質疑であります。総合戦略はいつ出来上がるのかというお話でした。

第3期の総合戦略は、令和7年4月から始まります。出来上がっていないものに対して予算はということがあるんですけども……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 令和7年4月からになります。出来上がりは3月になります。

（「4月からもうこれが始まるんでしょ」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 始まります。なので、7年度の予算でありますので、7年度から始まる総合戦略を鑑みて予算編成のほうはなっております。

予算編成方針につきましては、昨年10月3日に内部で決定をしております。その編成方針につきましては、編成方針策定後、ホームページのほうで掲載をしております。

（2）になります。四つのプロジェクトはどんなものなのかというお話でございました。

これは議案第1号の議案質疑であります。四つのプロジェクトにつきましては、第3期旭市総合戦略の重点プロジェクトになります。まず全体のお話をさせていただきます。

重点プロジェクトにつきましては、総合戦略に掲げます将来人口目標それと将来都市像の実現に向けて掲げる四つの基本目標を達成するために重点的に取り組むべきテーマとして位置づけております。

四つの具体的なということでございました。

まず基本目標四つありますが、魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり。これに対応する重点プロジェクトが旭ブランド創出プロジェクトになります。

基本目標二つ目、結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり、これを実現すべく重点的に進めるのがこども・子育て応援プロジェクトになります。

基本目標三つ目、ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり、これを実現するため重点的に進めるものとして、つながる地域づくりプロジェクトになります。

基本目標四つ目、将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり、これを実現すべく重点的に取り組むものとして、“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクトの四つになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） あまりにも議会をばかにしているよね。だってさ、令和6年度の最後の今、3月議会をやっていて、それで市長の提案が今お話しになった長いご提案でありました。それで、ホームページでもってその方針を、これに重点施策が載っているから、そういうことについての何も話がなく、議会に対して、おまえら勝手に見とけばいいだろうというような態度です。そうじゃないでしょう。5年間の計画をするにはもっと早く、4月に発行すればいいと。4月にもう最初の予算執行が始まっているのに、これは半年ぐらい前に明らかにすべきなんですよ。

あと、あなた方は何回この委員会を、人を集めて開いているのか。3回か4回しかやっていないんでしょう。それで、全てちばぎん総合研究所、あそこがアドバイザーでついてやっていて、ずっと同じようなものを3回つくっているわけです。

私は、こんな計画でもって旭市の市政をやっていたのではどうしようもないと。あなた方がプリントアウトするのは、これが一番いい型でできたんだけど、6年7月に第3期総合計画の骨子、ほとんどこれにのっっている。データが古いから、一部例えば前の議会の問題になった合計特殊出生率が変わっていました。1.18から1.38になると。こういう修正があるんでしょうけれども、だったらそれをちゃんと入れたものを事前につくって、骨子でもいいから議会に示して、そしてこういう方針でもってやるということを示さなければ、本当に私は、令和7年度の予算編成にはなっていないと思うんです。

そういうことを全く抜きにして、あなた方はホームページを見ていなさい。そして、我々は自分たちの決めた方針でもって予算をつくります。それを承認してください。

個々の問題については、私は全体の予算委員会でもって話をしますが、今回のこの総合戦略と新しい第3期の分が示されないでもって予算をつくられたことに大変私は怒りを持っています。市長、どう思いますか。そうじゃないんですか、順序として。

○議長（飯嶋正利） 議案の質疑は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木源太郎議員の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 確かに説明会は聞いておりますし、概略の話は聞いております。ただ私が言いたいのは、そういうことがあったとしても、あなた方の執行としてのスケジュールがあまりにも遅過ぎると言っているんです。要するに、令和7年度のこういう計画は、今までは令和2年度から始まって、令和2年度の4月に出して、その前に説明したからこういうのを予算編成したと言っているんですけれども、だってそのときに出ていなかった事業だってあなた方、入れているじゃないですか、大きな事業として。

何があるかといったら、ご説明しましょうか。（1）旭ブランド創出プロジェクト、海業というのはいつ頃出てきたんですか。海業問題というのは。

ですから、そういうようなことでもっと早くちゃんと製本にして、3月議会までにはこういうようなことになりましたといって予算にかける。令和2年のときにそういうふうをやったからって、5年計画というやつをもう1年前からやっているんでしょう。それをどんなスケジュールか知らないけれども、この委員会をつくってやって、最終的にこういう計画というのはどこが決定権を持つんですか。執行部でしょう。執行部が持ったのを、議会は聞くだけです。文書をもらうだけ。あなた方が執行に使うための議決案件ではありませんから、だから自由に変えられてきているわけですよ、今までだって。そういうことを私は言っているんですよ。

もっと早く出して、それで全体を知った上でもって次の初年度の予算編成をしたほうがいいのではないかという提案をしているんです。私ら説明したからあなた方が聞かなかった。そうではないです。聞いていますよ、私も。聞いているけれども、それが不十分だったからこういうことを私は言っているんですよ。あまりにもいいかげんなことを言わないでください。

それで具体的に少し聞きますけれども、基本施策の中で6ページのところの基本目標1、魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくりの中で地域おこし協力隊農水産業支援事業というのがありますけれども、これはどういう内容でもって、どういう方向の事業を考えているんですか。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員に申し上げます。

ただいまの質疑については、個々の事業に対する事務的な部分です。予算委員会ですらしくお願いしたいと思います。

○20番（松本源太郎） では、予算委員会で聞きましょう。

それから、こども家庭課の設置ですけれども、これも新しいあなた方の基本計画でもってもう入っていたんですか。国がそうするということがあったから後から入れたんでしょうか。

それから、8ページの図書館の問題ですけれども、これだって私は前に県の東部図書館と旭市の図書館を一緒にしておかしいよと言って、今度、県が中央図書館の改築が終わったら旭市に渡すと言っているのかもしれませんが。しかし、西部図書館は松戸市との間に話がかからないからどうなるか分からない。旭市だけがもらってしまうんですかということをお願いします。

それから、都市計画についてですけれども、9ページにありますが、これは令和8年度に都市計画決定を目指すと言っていますけれども、これは最終的な予算が令和7年度に出ていますよね。これをどうするかというのは、千葉県との協議を進めて、何回も聞いています。都市計画税の課税対象にするのかどうか。これは、決定は令和8年度に本当にするんですか。

それから、10ページのところでは、基本目標でもって住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供するために、ということで事業をやると言っているんですけれども、全体的にこれは今度の7年度の中でもってどういう形でもってやろうとしているんですか。

それから、公共施設については、旭市公共施設等総合管理計画とか個別施設計画を令和7年度に、これは12ページにありますけれども、最終的に調べて決めることになっているんですか。このことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員に申し上げます。

ただいまの数多くの質疑でございますが、個々の事業の事務的な部分になりますので、予算委員会のほうへご協力のほうよろしくお願いいたします。

○20番（松本源太郎） どういう方向でやろうとしているかと聞いているんだからいいじゃ

ないですか。

○議長（飯嶋正利） 事務的な部分と手続等ありますので、できれば予算委員会のほうへご協力いただきたいと思います。

○20番（松木源太郎） 私はちょっと納得しません。

発言よろしいですか。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） あのね、市はあくまでも私たちに今まで第3期の戦略、それでもってやってきたのだというふうに言っているわけでしょう。担当課長、そうですね。ご説明したと言っている。ではなくて、私が言っているのは、そういうことはちゃんと3月議会に文書を作って出した上でもって出さないよと言っているんです。説明は聞きましたよ。私も2回聞いたので覚えていますよ。

しかし、それはこれからのことをあなた方がどう決めるかという、どういう方向だということを聞いただけの話で、全体として理解できるようなものを私たちは頂いておりません。これははっきりしているところですよ。

そういうやり方でもって次の5年間の計画をあなた方が議会の議決で必要な計画なら、私達も十分参加しまして、あなたたちの計画、冊子を作って、市がこうやってやります。個々の予算、年度ごとの予算のときはこれにご協力ください、賛成してくださいという、そういうシステムになっているからもっと詳しく出してくださいと言っているんです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員に申し上げます。

予算編成の根拠になり得るようなものでございます。その部分、予算委員会のほうで……その件について最初の件だけでよろしいでしょうか。細かい部分に関してはなかなか通告いただいていない部分があるので。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、議案第1号、一般会計予算議決の議案質疑になります。再質疑になりますが、順にお答えいたします。

まず、議会への説明ですが、2回とおっしゃいますそのとおりであります。9月27日、議会全員協議会において、このときには総合戦略骨子を説明いたしました。12月23日、やはり全員協議会ですけれども、このときには総合戦略素案ということで説明をいたしました。9月、12月、何が違ったかといいますと、基本的な考えは変わっておりません。人口目標、将

来都市像、それに対応するためにどういった目標とどういったことをやっていけばいいかというのは、これは9月のときから変わっていません。最終的な成果品になっても変わってきません。その考え方は同じものになります。

最終的に何が違うのかというと、先ほどデータが新しくなったというのがありました。早くやれば早いデータになってしまいますけれども、なるべく新しいデータを使いたいということがあります。というのもありまして今進めています。なるべく新しいデータが使えるものは使えるように更新はしております。

ただ、総合戦略の基本的な考えというのは変わっておりません。細かな文言の修正とかはありますけれども、9月にお示した骨子の中で市の方向性、基本的な考え方というのはそこから変わっておりません。それと、個別の事業がのっかっている、のっかっていないというのがあります。

総合戦略については、将来都市像の実現に向けてこういった考えで進めていくという考えを示してあります。それを進めるに当たって、先ほどプロジェクトが四つありました。参考までにこのプロジェクトではこういったものがありますよということで、それもお示ししてあります。その中で今まで取り組んできた事業もありますし、目玉ではないですけれども、新しく取り組む事業、これが実際目玉になると思いますけれども、そういった事業もあるんですよということで、それは参考までに載せてあります。基本的な総合戦略の考え方というのは、9月の段階から変わっておりません。

それと、策定に当たってアドバイザー、コンサルかと思いますが、それが全てやっているというようなお話でありましたが、これについても総合戦略については国・県も定めます。それらを鑑みて市が策定するわけですが、これはコンサルではなくて職員がやっているものです。コンサルは細かな資料であったり、何かデータを探してもらったり、文の直しなんかをやってもらっているわけで、基本的な考えなんかというのは職員がやっているものであります。

先ほど、施政方針の中で述べられました個別の事業につきましては、回答は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） だから、こういうふうに来てきているけれども、ここでもってはっきり聞きますけれども、これは議会の議決事項ではないですね。あなた方執行部の計画

ですよね。そうですね。だから、予算が仮にこれにのっているから、でも議会で否決することはできるんですよね。そこら辺のところをはっきりしておきましょう。

議会で議決したら、これに反することは議会はできませんよね。これはつまりどうにでも変わるような言い方なんです。つまりこういう総合計画というのは何なんだということです。何のためにつくるんですか。それだけ聞いて終わりにします。

○議長（飯嶋正利） 令和7年の予算編成の根拠となる総合戦略ですので、議会に対しての姿勢についてご回答願います。

松本源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、総合戦略の目的ということでありました。

これはまち・ひと・しごと創生法に基づいて策定するものになりますけれども、考え方としましては、市民が健やかで幸せな満足した暮らしを送ることができるよう、急激な人口減少に歯止めをかけるとともに、地域経済の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 整いました。お願いします。

1号議案、当初予算ですね。前者の質疑に対しての答弁等を鑑みまして、私、あと令和7年度の予算審議から特別委員会の設置ということになりましたので、私の所属する常任委員会の質疑、そして予算特別委員会の質疑等で細かいところは詳しくやらせていただくということで、本会議場におきましては、当初予算に関しましては、全て市長の答弁でお願いしたいと思います。

それでは、まず令和7年度当初予算342億円、これに対する市長の意気込みを伺いたいんですが、この342億円という予算は、市長が施政方針で述べられておりますね。給食費の無償化をはじめとする各事業について、財源に限りがある中でどのような意気込みでこの予算を配分される、そういうふうなお考えなのかを伺っていきます。

まず先日、予算編成方針を市長が述べられましたので、その中からちょっと引用させてい

たきます。令和7年度の歳入は、最低賃金引上げなどの賃金上昇による所得の増加により、市税の増収が期待できるものの、長引く物価上昇や世界情勢などが景気を下押しする可能性があることから、先の見通しは不透明であり、一方、歳出においては、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や老朽化が進むインフラ、公共施設等の維持更新に係る支出が避けられない中、エネルギー価格や労務単価の高騰、物価高などによる経常経費の上昇が想定されることから、以前にも増して財政負担が避けられない状況であります。

そんな中この342億円という予算、これは新しい将来都市像である「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭」を実現させ、本市のさらなる発展と将来にわたり市民が安心して住み続けたいと思えるまちづくりを目指して、一般会計の予算をこの金額としたものであります。

(発言する人あり)

○4番（戸村ひとみ） 今一番いいところだったんだけど。

というこの予算編成方針、これは市長が心からこう念じて語られたことと私は思っております。ですから、本日の当初予算に関する答弁は全て市長答弁でお願いいたします。

市長、特別委員会には出席していただけますか。それによつては聞き方が少し変わってまいります、まあいいや。出席してくださらなかったらいけないので、今日市長の意気込みを全部聞いておきます。

それでは、令和7年度に取り組む重点施策、これは前者のほうからもありましたけれども、四つのプロジェクトに分けて述べられておりますね。このプロジェクトの中の項目、通告には給食費の無償化をはじめとするということで、学校給食費無償化、これはぜひとも一番最初にお伺いしたい、市長に。

なぜこの時期なのか。市長公約として学校給食の完全無償化を挙げられて、そしてやっとな令和7年度に完全無償化をされるというのがこの予算の中に入っていますけれども、なぜこの時期なのか。そして、目指すところ、何を目指されているのか。つまり目標です。

これは第2期総合戦略の中のこの事業の第2期ではやっていच्छやらない。その中で給食費ということに対しての事務事業評価、このあたりのことを鑑みてこれを決定されていると思いますので、事務事業評価、ここの根拠として目標をどのように立てられたのか、お願いいたします。

同じような質疑の内容になるんですけれども、なぜ令和7年度からなのか。あるいは、今までやっていらした事業でしたら、新たにまた事務事業評価を参考にして今までやってきた

けれども、令和7年度でもさらに続けてやろうというふうに思われたのかという、そういったところを聞きたい事業があと数点ございますので、お願いいたします。

ファミリー・サポート・センター、これはいいです。これは今年度から始められたことで、これもお願いします。

学校・地域いきいきライフプラン、これはこども・子育て応援プロジェクトの中です。四つのプロジェクトの（３）のつながる地域づくりプロジェクトの中からもふるさと応援寄附推進事業、そしてデマンド交通、公共交通の利便性向上プロジェクトですね。

それと、（４）のほうからは、“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト、これは（４）ですけれども、小児科誘致そしてオンライン医療相談、2050ゼロカーボンシティの推進、これは本市としても2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにしたいと言い切っておりますので、ここについては本当に市長の意気込みをお伺いしたいと思います。

今までは四つのプロジェクトの中のことで、今度、基本施策です。これは全部施政方針の中にありますので、基本施策です。前者のほうからもございましたが地域おこし協力隊、工業振興支援、こども家庭課設置、これは本当に子育て支援課との違いとか素直に疑問に思いました。市長のこども家庭課設置への意気込み、それと目標。

あと、産後ケア事業それとごみの減量化推進事業、旭市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画、以上の事業について、まず冒頭申し上げました学校給食完全無償化に関しましては、当然ながらこの予算編成方針の中でも述べられていましたけれども、本当に財政に余裕があるわけでもない中でここに踏み切られた。これは相当予算を使うわけですから、そうするとほかの事業の何を削って何を採択するかという、そのところで市長の英断というか、そういうものがあっているはずですので、このところはぜひとも市長にお伺いしたいです。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） ただいまの質疑については、個々の事業に関する事務的な部分でございますので……

（「事務的ではないですよ」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 予算特別委員会でもよろしくお伺いしたいと思います。

342億円の予算に対する市長の意気込みについて、市長、ご答弁をお願いできませんか。
米本市長。

○市長（米本弥一郎） では、議案第1号、令和7年度予算全体について申し上げます。
全体について……

(発言する人あり)

○市長（米本弥一郎） この場はそういう場でございますので全体を、ちょっと見解の相違です。

必要な事務事業を積み上げて、来年度の旭市、さらには将来の旭市をよりよくするために全力を傾けて積み上げた予算でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 市長、私たち議員は、市民の負託を得て、市長ももちろんでございます。自転車の両輪として、ここの議会場で市民の利益のために、私たち違う立場ではございますが、目指すところは市民の利益ですよ。

それで、この議会というところは言論の府でございます。お互いに自分たちがしょっている責任を果たすためにここで議論を闘わせなければいけない場なんですよ、市長。それが大事な大事な当初予算の質疑に対して、全体の342億円に対する意気込みって文章にすると2行ぐらいじゃないですか。そこに意気込みなんか一つも感じられませんよ、市長。

本会議上での議論というのは物すごく大事なものと私は思っております。市長はそうに思ってくださいませんか。これはもう全国に発信するんですよ。全国どこではないです。世界中に発信できる。ですから、市民に対して市長の思いを発信する物すごくいい場所だと思うんですよ。ここ、本会議場での予算に対する市長の思いですよ。それがたった2行ぐらいで全体342億円に対する意気込みという、全然意気込みなんか感じられません。

先ほど、企画課長のほうから答弁の中で総合戦略、国やら県やらのほうから大体のこんな感じでやれみたいなものが示されたところで持ってきて、市としての基本的な考え、これは職員がやっているとおっしゃったんですよ、答弁で。市長ではないんですか。職員がやっていращやるのか、総合戦略って。そしたら、ますます私はこの当初予算に対しての市長の意気込みを聞いてみたいんですよ。

総合戦略にのっかって、その年度年度で予算を決めていくわけじゃないですか。市はこっちの方向に向いているんだから、ここに予算をかけなければ駄目でしょということでやられるのではないですか。

この当初予算に対しての、あるいはもっと言うと総合戦略に対しての責任って誰が取んですか。責任は取らない。もうこういうふうにやっちゃったけれども駄目だったのよねで、そこには意気込みも何もないし、真剣さがありませんよ。本会議場の答弁とは思えないような答弁だと思います。

私は、全てにおいて市長が公約を掲げて市長になられた。そこから各年度ごとの予算を、自分がこういうふうにやりたいという政策をかなえるために予算を決められるんじゃないですか、当初予算って。それで、ここに対して足りなかったなと思ったら補正予算を年度内に組まれるんじゃないですか。そういうものではないですか、当初予算って。

ですから、私は、当初予算に関しては、市長が雄弁に自分の考え方を心から述べていただきたい。そう思います。

もう一度市長、答弁をお願いします。いいです。細かいところというのは、私は金額的なことだと思っているんですよ。金額的なこととか数字とか、そのあたりをもちろん特別委員会、それから常任委員会でもとことん質疑させていただきます。でも、ここで聞きたいのは、本当に市長の意気込みなんですよ。もう一度お願いします。たった2行では駄目ですよ。市民に対して自分はこういうことをやりたい、旭市をこんなまちにしたいからというのを願いたいします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私は3年8か月前、市民の皆様から選んでいただいて市長になってございます。でございますので、旭市民6万2,000人の全ての皆さんの生活、幸せ、ウェルビーイングを考えて予算を計上したところでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 静粛をお願いします。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 市長が市長になられたときに、その当初予算の中には、一番大事だったのはSDGsですよ。今回の当初予算でもSDGsの何番目とかというのを書いてありますけれども、それから相当前にウェルビーイングという言葉は企業とか、あとほかの自治体とかで使われ始めたんですけれども、もう10年ぐらい前ですかね。それで、このところでそういった変換、もちろんSDGsの上に成り立つウェルビーイングだとは思いますが、今ウェルビーイングと述べられましたけれども、これは市民の方が聞いても誰一人として分かりません。語弊がございました。知っている方は知っていらっしゃる。知らない方は本当に、私はほとんどの方がウェルビーイングって一体何と思われると思いますよ。どうしたことなのと。ウェルビーイング、よく存在するとかどういう意味なのと思われますよ。

先ほど来言っているように、私は、私を通して後ろに市民の顔を思い起こしていただきたい。市民の人にどれだけ分かりやすく、市長、ご自分がやられたいことを令和7年度の当初予算ではこんなふう to 実現するんだということを、当初予算の中で実現するんだということを言って欲しかったんですよ。

何度言っても何だかかみ合っておりませんので、最後に、予算審査特別委員会のほうには市長、ご出席いただけますでしょうか、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 予算審査特別委員会にはご挨拶に伺います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 議案第6号です。水道事業の当初予算です。

計画的に進めている老朽化した配水管の布設替工事について、近年の陥没事故等、あといろんなところから噴き出していますけれども、本市でも去年ですか、漏水がございました。あと、ほかの地方自治体でも再三ニュースになっておりますね。

陥没事故等の状況を踏まえて予算を増額しているのかということをして市長、ご見解をお願いします。

これは施政方針ですね。「再度、脆弱性評価を実施し、施策や指標の見直し等を行っております。」とございますので、この観点からお願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） お答えさせていただきます。

1月28日に発生しました埼玉県八潮市の道路陥没事故につきましては、下水道管路の老朽化に起因するものではないかと考えられております。国土交通省も対策検討委員会を立ち上げ、検証を開始いたしました。

水道事業、公共下水道事業については、対策検討委員会による今後の詳細な検証結果や提言を十分に取り入れ、旭市での対策を検討していきたいと考えております。

折しも能登半島地震の反省から、国土交通省より昨年9月に急遽、上下水道耐震化計画の策定を求められ、その計画に基づいた上下水道一体の耐震化について制度の運用が整えられつつある状況でございます。

令和7年度におきましては、基幹管路等の整備に注力し、今後は国や県の動向を注視しつつ、的確に対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 市長の見解を伺うという通告をしているんですけども、端的にこういった事故のニュース、あるいは国のほうからの指導とかで令和7年度予算を増額したんですか。市長にお願いしたい。

水に関しましては、本当に市民の命に関わることです。陥没事故が起こったところを見てもお一人まだ発見されていないというような状況で、そこに住んでいらした方々も一旦退去ということで、大変な不便をおかけして、またどこが陥没して、そこで市民が命を落とすかもしれないみたいな、本当に命に関わることから、当初予算を決められるときに市長は必ずここに関してはご自分の見解を入れられていると思うんですよ。

そこで、今までどおりの計画にそのままで令和7年度はいこうぜみたいなのではなくて、令和7年度はこれを絶対増額しなければ駄目だというふうなことで増額されていますか、教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 令和7年度の予算につきましては、今お答えいたしましたように陥没事故ということにとらわれているところではございませんが、限られた予算の中でございますので、その中で収益的支出のほうで建設改良費、この中の改良工事費のほうにつきましては、令和6年度よりも多少ではございますが増額をしてございます。

これにつきましては老朽化して漏水をしている箇所が増えてきておりますので、その対策のためといたしまして老朽管の更新対象件数をちょっと増やしております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ちょっととか多少とかという言葉があったんですけども、ここは本当に私、市長に考えをお伺いしたいところなんですけれども、課長は市長でしたね。私、市長、市長とずっと言っているんですけども、通告にも市長と載せているんですけども、議長、市長答弁してもらえないんですか。うんうんって、通告する意味がないじゃないですか、それなら。だって当初予算ですよ。

私、令和5年度の旭市水道会計決算に反対して反対討論を述べました。そのときの根拠が、市内で漏水による断水が複数回起こって、抜本的な対策をどうするんだというその考え方を聞けなかったものですから、それとあともう1点、決算の監査意見書に毎年指摘されているんですよ。

それは反対討論の中でも言いましたけれども、監査のほうから毎年の指摘がございまして、「今後の事業運営については、給水人口の減少や節水意識の向上等により、給水収益の大幅な増加が見込めない中、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、厳しい経営環境となる状況が差し迫っていることに注視しながら、安定した収益確保と効率的な経営に努められたい。また、」ここからですよ。「管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」これはほぼ文言が毎年同じでござい

ざいます。

こういうことを毎年指摘されながら、それで大きな事故が予算編成の直前にもあり、直後にもありということで、ここのところで市長は、何回も市長、市長と言いますけれども、市長はご自分で施政方針を述べられている。「再度、脆弱性評価を実施し、施策や指標の見直し等を行っております。」とあるんですよ。この文言ね。市長、これをやられていないんですか。そして、予算に反映されていないんですか。令和7年度の当初予算、市長の答弁をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

陥没事故の状況等を踏まえ、市長の見解についてご回答はいかがでしょうか。

（「違う。だから増額したかというそのところ」の声あり）

○議長（飯嶋正利） それも踏まえての。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私、先ほども申し上げましたとおり、6万2,000人の市民の命と安全を守らなければならないという立場でございます。当然そういった陥没事故が起こらないように予防的な措置を取っていかなければならないという認識は当然持っております。しかしながら、ただやみくもに予算を増額すれば安全が担保できるかということではありませんし、そもそも財源が大変厳しい中ですので、優先順位等をしっかりと見極めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 先ほど聞きましたけれども、先ほどの質疑で予算が足りないという中で私、聞きましたよ、先ほど当初予算のところで一般会計で。給食費の完全無償化にもう踏み切ったじゃないですか。だから、ほかのところを削らなきゃいけないんで、どういうふうな考えかということを聞いたんですよ。

○議長（飯嶋正利） もう質疑は終わりですよ。

答弁漏れですか、戸村議員。

○4番（戸村ひとみ） いや、意見として言わせていただきました。ちょっと市長の答弁はおかしい。

以上。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、7点についてご質疑申し上げます。

第1、4ページの繰越明許費補正の内容と理由を伺います。

2番目、11ページ、普通交付税補正の理由を伺います。

3番目、12ページ、介護保険事業特別会計繰入金の補正の理由を伺います。

4番目、同じ12ページ、財政調整基金減額の理由をお伺いいたします。

5番目、同じ12ページ、地域振興基金繰入金の補正の理由をお伺いします。

6番目、16ページ、旭中央病院負担金で、運営費負担金の理由を伺います。

7番、17ページ、学校給食費の賄材料費の内容をお伺いいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、一つ目、繰越明許費補正の内容と理由ということで、まず4ページ、一番上になります。物価高騰対策家計応援商品券配付事業につきましては、今回の補正予算に計上した事業費2億4,386万4,000円、その全額について繰越明許費を設定するものです。この事業は、国の令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活

用して実施する事業となりますが、家計応援商品券の印刷、発送など、実際に事業を始めるのが令和7年4月以降となることから、全額を繰り越すものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費について市民生活課より回答いたします。

この1,455万7,000円は、令和7年5月26日施行となる戸籍に振り仮名を振るための届出受付対応とシステム改修に関連する経費で、事業実施は令和7年度であります。国庫補助金が令和6年度で措置されましたので、令和6年度に予算計上し、次年度へ繰り越すものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 6款1項農業費、農業水利施設改修事業658万1,000円につきましては、内容といたしましては2件ありまして、初めに玉浦川の排水路整備工事後の影響を測るために行う家屋事後調査業務でありまして、令和7年1月に工事は完了しましたが、年度内の調査期間が不足するため、405万9,000円を繰り越すものでございます。

次に、干潟土地改良区が行う新発田川の排水路更新工事に係る市負担金でありまして、工事実施箇所に電気工作物が設置されており、これらの移設に係る東電などの関係機関との協議に不測の日数を要し、事業の一部を翌年度に実施することから、市負担金の252万2,000円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 松木議員、4ページのところです。繰越明許。

課が複数ありますけれども、よろしいですか。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 8款2項、建設課より7事業についてご回答いたします。

道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業1,400万円は、見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金について、事業主体の千葉県の工事が地元要望による山水管の切り回しや、先行工事が荒天の影響で遅れたことにより繰り越すとのことであり、市の予算も次年度へ繰り越すものとなります。

道路新設改良事業6,961万9,000円は、三川地区の道路改良工事において、上水道の工事と同調施工するに当たり工程を変更したことにより、年度内の完了が見込めなくなったことから、次年度へ繰り越すものとなります。

また、西足洗地区の排水整備工事では、工事着手前に行う隣接地の家屋事前調査に当たり、家屋所有者との日程調整等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めなくなったことから、次年度へ繰り越すものとなります。

続きまして、冠水対策排水整備事業1億1,712万5,000円は、ハ地区の排水路整備工事において、隣接商業施設の車両の出入りや歩行者の安全を考慮し、施工区間を細分化したことにより施工日数が増加したため、年度内の完了が見込めなくなったことから、次年度へ繰り越すものとなります。

続きまして、蛇園南地区排水路整備事業9,041万3,000円は、作業ヤードとして借地を予定していた土地において、農作物の収穫が終わる1月中旬まで借地ができなかったことにより、工事の年度内完了が見込めなくなったことから、次年度へ繰越しするものになります。

続きまして、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業2億1,773万3,000円は、電柱移設に係る関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、排水路整備工事が遅れたことや、関連する道路改良工事なども年度内の完了が見込めなくなったことから、次年度へ繰り越すものになります。

南堀之内バイパス整備事業2億4,445万9,000円は、道路改良工事において、埋蔵文化財の調査や交差点協議に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めなくなったことから、次年度へ繰越しするものになります。

橋梁長寿命化修繕事業3,380万円は、旧谷丁場橋の修繕工事において、設計違算に伴う契約解除により、再度入札を行い契約するまでの期間を考慮すると、適正な工期が確保できなくなったことから、次年度へ繰り越すものとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、9款1項消防費の消防広域化・共同化基盤整備事業について回答をいたします。

9款1項消防費の消防広域化・共同化基盤整備事業888万2,000円は、千葉県防災行政無線再整備に係る県への負担金となります。当該工事において使用する電源ケーブル、これの新規受注の停止に伴い、令和7年3月までに工事を完成させ検査確認を行うことが困難となり、

県からの負担金請求が令和7年度になったことから、次年度へ繰越しするものとなります。

なお、旭市消防本部分の整備工事については完了しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から4ページ、繰越明許費補正の10款1項教育総務費の教育の情報化推進事業、こちらは小・中学校の校内ネットワークの通信環境を改善する工事ですが、それと同じく2項の小学校費、小学校施設改修事業、こちらは中央小学校の空調設備の改修工事ですが、どちらの事業も当初、令和7年度の事業として工事を検討しておりましたが、国庫補助金、学校施設環境改善交付金が国の令和6年度補正予算の事業として前倒しで令和7年2月17日付で交付決定となったことから、令和6年度の事業として予算の補正を行うものであります。

繰越明許費の補正については、両事業とも年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、両事業について令和7年度へ繰越しをするものでございます。

次に、（7）の学校給食費の賄材料費についてお答えいたします。

学校給食費の賄材料費につきましては、令和6年度に、前年度の実績を基に給食費を18%値上げしております。しかしながら、その後さらに食材費の物価上昇が続く中、この18%の値上げでは物価上昇に追いつかず、第1給食センター、第2給食センター合わせまして、約1,104万円の補正を行うものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課からは、4ページの繰越明許の10款4項社会教育費、いいおかユートピアセンター管理費の1,864万9,000円は、こちらは消防設備用の非常用発電機の更新を予定しておりましたが、電気設備改修工事費の繰越しとなります。

設置から34年が経過し、更新工事を発注いたしましたが、新たに設置する機械が受注生産品であったため、資材の調達に不測の日数を要しており、年度内の完成が見込めず、次年度へ繰越しするものとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、私のほうからは、（1）の繰越明許費のうちの公営企業費の件、それから（2）の普通交付税補正の関係、（4）の財政調整基金繰入金の関係、そ

れから（５）の地域振興基金繰入金の関係、（６）の旭中央病院負担金の関係について順にお答えしたいと思います。

まず初めに、繰越明許費の件です。財政課からは、13款２項公営企業費の水道事業会計繰出金3,640万円の繰越明許費の補正について回答いたします。

補足説明でも申し上げましたが、水道事業会計繰出金については、水道事業会計において、一般会計からの出資対象となる水道管路耐震化事業を工事の平準化のために繰り越すことから、その財源となる出資金も次年度へ繰り越すものとなります。

それから、（２）番です。普通交付税補正の理由です。

補足説明でも申し上げましたが、普通交付税の追加交付がございましたので、その分を補正計上したものです。

詳細を申し上げますと、昨年12月24日付で令和６年度普通交付税の12月追加交付についての通知がございまして、本市については３億36万2,000円の追加交付が決定されたものになります。

追加交付の内訳は、給与改定費で１億594万4,000円、臨時経済対策費で7,545万6,000円、臨時財政対策債償還基金費で１億777万3,000円、当初交付の際の調整率がなくなったことによる1,118万9,000円、合計としまして３億36万2,000円となっております。

続きまして、（４）番です。財政調整基金繰入金減額の理由を伺うとのことですので、これもまた補正で申し上げましたが、今回の補正で財政調整基金からの繰入金を減額いたしますのは、普通交付税の追加交付などにより、一般財源の歳入が多くあるということです。

今回の補正につきまして、一般財源の歳入として増額となったのは、普通交付税、介護保険事業特別会計繰入金、臨時財政対策債になります。

今回の歳出の補正における一般財源の不足額を超える分につきまして、財政調整基金からの繰入金を減額するというものになります。

続きまして、（５）地域振興基金の関係です。

これも補足説明で申し上げましたが、地域振興基金繰入金については、国の地方創生臨時交付金の推奨メニュー枠を活用する物価高騰対策家計応援商品券配付事業について、交付金で不足する分について地域振興基金を活用するため補正するものです。

具体的な金額を申し上げますと、物価高騰対策家計応援商品券配付事業の事業費２億4,386万4,000円に対し、地方創生臨時交付金は１億8,683万2,000円であります。差額の不足分5,703万2,000円につきまして、事業が地域振興に資するものと認められることから、地域

振興基金を活用するとしたものでございます。

続きまして、（６）番の旭中央病院の負担金の関係になります。

旭中央病院運営負担金は、中央病院分として算定された地方交付税を、中央病院の運営費への負担金として支出しているものです。

今回補正した主な要因は、普通交付税の算定項目のうち、看護師養成所生徒数に係る算定単価及び生徒数の増により、普通交付税の算定額が当初の見込みより増額となったということからです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課からは、（３）、12ページの介護保険事業特別会計繰入金の補正の理由についてお答えいたします。

補正予算書の12ページの18款１項特別会計繰入金、説明欄１の介護保険事業特別会計繰入金6,929万4,000円の補正は、令和５年度の一般会計から介護会計への繰出金について、令和５年度分の介護給付費や地域支援事業費などの確定に伴う清算により返還となったことから、介護保険事業特別会計繰入金として計上したものであります。

なお、議案第10号の介護保険事業特別会計補正予算の歳出、10ページの６款１項償還金及び還付金、説明欄１の償還金で、介護保険事業特別会計繰出金の清算による一般会計返還金として、同額の6,929万4,000円を計上しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 議案の質疑は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 ４分

再開 午後 １時 ０分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎） ご答弁ありがとうございます。

それで、４ページのところの土木関係の繰越明許のところ、２点だけちょっと聞いてお

きたいんですけれども、下から3番目、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業2億1,000万円余が繰越明許補正になるわけなんですけれども、これでもって完全にトンネルのつくところを越えて、また今、海上の消防の施設が建ちますけれども、あの道路が完全にこれによって開通することになるんでしょうか。

それから、南堀之内バイパスについても長い時間やっていますけれども、2億4,000万円でこれが開通することになるんでしょうか。そのことだけちょっと聞いておきたいと思います。さらに、あと1年ぐらい延びるのかどうかということも含めてですね。

それから、あともう1点ですけれども、12ページの介護保険の繰入金で6,900万円ですか、あるんですけれども、これと10号議案の中での繰越金2億4,700万円、これは同じ会計なんですけれども、どういう関係があるのか、全く関係ないのか、それだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 2点でいいですか。

○20番（松木源太郎） 三つです。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） それではまず、飯岡海上連絡道のほうからお答えします。

この繰越事業によって全て完成するのかなというようなご質疑だと思います。

この繰越事業においては、未買収地以外のところが完成するということで、未買収地につきましては、これから工事に入るということで、買収についてはご同意、了解を得られておりますので、来年度予算となります。

もう1点、南堀之内バイパスは2億4,445万9,000円で、この事業費の繰越しで全ての工事が完了する予定となっております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 一般会計のほうの介護保険事業特別会計繰入金と介護保険事業特別会計繰出金でございますけれども、まず、介護保険の歳入、財源は半分が被保険者からの保険料になります。残りの半分が国・県・市のほうから25%、12.5%、12.5%という形になっております。その中で、市のほうに一般会計から繰り出す分が、5年度分の事業完了で清算した分、その分を介護保険事業特別会計のほうから一般会計のほうに繰り入れるというような内容になりますので、金額も同じでありますし、市の一般会計にお返しするという

ようなものになりますので、同じものというか、それになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） ありがとうございます。そうすると、三川蛇園線のほうは、買収費用はこれからまた補正、その他でもって、令和7年度の中にその土地の買収などの金額はもうほぼ入っているんですか。それだけ聞いておきます。

それから、そうすると課長のほうのやつですけれども、10号のほうは全く関係なく繰越しがされるということですね。それだけちょっと聞いておきます。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 飯岡海上連絡道のほうなんですけれども、7年度当初予算に工事費のほうは計上しております。

用地買収については、今、今年度予算で買収のほう、一部は来年度になってしまうんですけれども、今年度予算で買収予定をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） すみません、1回目のご答弁でも説明させていただいたんですけれども、介護保険特別会計のほうの繰出金、一般会計への返還金、同じ金額でございますので、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の、僕が林晴道であります。

それでは、議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

まず初めに、予算書12ページの18款2項1目財政調整基金繰入金2億3,160万8,000円の減についてです。こちらは普通交付税の追加交付があったことで、一般財源の歳入が増えたから財政調整基金の繰入額は減るというものでした。

それでは、先ほど前任者のほうから追加交付の内容について具体的に説明がございましたけれども、これがこの時期でこの規模になったという理由か何か、そういうものがある程度示されているのか。示されていたら、その理由、規模だとか金額の部分に対して伺いたいと、そのように思います。

次に、予算書14ページの2款1項11目、説明欄1にある物価高騰対策家計応援商品券配付事業2億4,386万4,000円についてです。こちらは地方創生臨時交付金の推奨メニューを活用し、国の物価高騰対策の3万円給付世帯を除いた世帯に、世帯当たり1万円の商品券を配付するとのことでした。

それでは、改めて、地方創生臨時交付金の推奨メニューにはほかにどのようなものがあるのか。それから、当事業の財源内訳をお尋ねいたします。

次に、予算書17ページの10款5項3目学校給食費1,104万2,000円についてです。こちらは食材の値上がりに伴い賄材料費を増額するものでした。

それでは、具体的にどのような食材がどの程度値上がりしたことでこの増額補正となったのか、お尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 追加の理由なんですが、国のほうの算定というところなので、当初の見込みよりも、その経費とかという部分では数字が変わってきたというところで、ちょっと読み込めない部分がありました。

大体この時期には、毎年、追加交付ということがあるので、今回もタイミングとしてその金額。金額の大小については、年度年度で違う部分があるかと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、14ページ、物価高騰対策家計応援商品券配付事業についてお答えします。

国の交付金推奨事業メニュー、このほかにどのようなものがあるかということでございました。

国の考え方としましては、推奨事業メニューとしまして、生活者支援、それと事業者支援に分かれております。その中でも生活者支援につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯への支援、また物価高騰によります子育て世帯への支援、今回市で商品券をやりましたけれど

も、消費下支え等を通じた生活者支援、そのほか、省エネ家電等への買い換えの促進に関する生活支援などがございます。そのほかは、事業者支援として、各事業者に対する支援がございます。

次に、財源の内訳となります。

総事業費 2 億 4,386 万 4,000 円、これに対しまして、国の交付金が 1 億 8,683 万 2,000 円。残りが基金の繰入金で 5,703 万 2,000 円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、（3）の学校給食費の賄材料費の物価高騰による、どのような食材が高騰したのかというご質疑でございます。

一番大きいものとしては、やはりお米でございます。令和 5 年 12 月と令和 6 年 12 月の仕入価格を比べますと、ほぼ毎日使用しているお米は、10 キログラム当たり 2,970 円から 5,076 円と上昇しておりまして、前年比で 170.9%ということになっております。そのほか、肉や野菜、調味料など、全般的に金額は上昇しております。

この不足額を算出した根拠としましては、今申し上げましたようにお米をはじめとして、材料費が全般的に値上がっていることから、令和 6 年 10 月から 12 月の 3 か月間の材料費の支出額を基に値上がり率を出しまして、給食提供回数を考慮して算定してございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12 番（林 晴道） それでは、幾つか再質疑を行います。初めに、財政調整基金繰入金 2 億 3,160 万 8,000 円の減についてであります。今回の普通交付税への追加交付というものは、これは本市だけの交付であったのか。近隣団体、近隣の自治体だとか類似団体でも同様に交付を受けているのか伺って、うっすらと追加交付の時期だとか大きさというのを予測していたんだろうなというふうに思いますが、担当課として、今回この見込みに対して、見込み違いがあったのか想定範囲内なのか、その想定状況を伺いたいと、そのように思います。

次に、物価高騰対策家計応援商品券配付事業 2 億 4,386 万 4,000 円についてですが、それでは、複数ある地方創生臨時交付金の推奨メニューの中から、商品券配付事業を選択したその具体的な理由と、昨年にも同様のメニューとなる商品券配付事業が行われましたけれども、再度この事業を選択したのは一定の効果があったからだと思っておりますので、商品券配付事業のその効果についても、併せて伺いたいと思います。

次に、学校給食費1,104万2,000円についてですが、学校給食法による栄養バランスや衛生管理、また食に関する指導など、一定の決まりがございますので、栄養バランスがしっかりと取れて、より質の高い給食、これを提供してもらわなければなりません。

それでは、教育委員会として、食材の値上りをどのように考慮して献立の作成を提示しているのか、その部分をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 今回追加交付であったのは、国のほうでやっぱり税収のアップという部分が大きいのかなと思います。

追加交付の内容は、松木議員のときにお示ししたとおり、給与改定費だとか、臨時財政対策債の償還基金費と、あとは調整率がなくなったというところできているところなんですけれども、ご質疑だと、近隣はみんな来ているのかということだと、近隣も全てこれは来ているところです。

見込みにつきましては、当初交付税の算定につきましては、基準財政需要額だとかそういったのを計算しまして、測定単位だとか単位費用を含めて、市の道路面積、道路延長だとか、人口だとかというところで推計したもので報告しています。そんな中で来ているんですけれども、当初予算においては、追加でそれが来るということは見込んでいないという状況になります。

今回なぜ3月かというところになりますと、通知が来たのが12月24日ということで、今回は3月の補正とさせていただいたというところになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ではまず、メニューから商品券を選んだ理由からになります。

理由になりますが、現在の物価高騰の影響は、所得の階層にかかわらず、全ての世帯に影響があるなどを踏まえまして、住民税非課税世帯に対する給付金の対象とならない世帯についても、家計負担の軽減を図るため、1世帯当たり1万円の商品券を配付するということにしたものです。

効果になりますが、本年度、同様の商品券をやっております。令和6年度につきましては、1万8,330世帯に商品券1万円を配付しましたので、額面としては1億8,330万円の商品券を配付いたしました。このうち利用率は95.31%となる1億7,470万6,000円が利用されました。

この効果ですけれども、まず、住民税非課税世帯の給付金の対象とはならない世帯に対しても商品券を配付することで、広く市民生活全体の支援を行うことができました。それとともに、商品券の取扱店、これを旭市商業振興連合会に加盟しています市内の小売業やサービス業の事業者といたしましたので、生活者支援だけではなくて、市内経済の活性化にもつながったと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校給食費につきましては、学校給食の献立につきましては、学校給食法の規定によりまして、児童または生徒に必要な栄養量などを定めた学校給食実施基準に基づいて、栄養価等を計算して献立を作成しております。

物価高騰の中におきましても、低価格の材料でも栄養バランスの取れる献立、メニューづくりに、栄養士のほうも努力をしておるところでございます。

また、本市の学校給食センターでは、調理に当たりまして、地産地消及び手作り給食の推進を基本理念に掲げまして、だしや味つけ、野菜の切り方にもこだわった、心のこもった給食の提供をしております。物価高騰の中のそういった給食の質をしっかりと確保できるように、栄養教諭や調理員と会議等においてこの基本理念を共有しながら、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、規定回数の3回目の質疑を行います。

まず初めに、財政調整基金繰入金についてですが、それでは、ちょっと角度を変えまして、近年の普通交付税への追加交付の金額ですか、直近3か年程度の実績で伺いたいと思います。

あわせて、財政調整基金の繰入れ実績も対比として直近3か年程度、もし分かるようでしたら伺いたいなと、そのように思います。

次に、物価高騰対策家計応援商品券配付事業についてですが、世帯当たり商品券を1万円に設定した具体的な理由と、郵送費など、その他諸費用の詳細な金額について併せて伺いたいと思います。

最後に、学校給食費についてですが、昨今の報道において、令和の米不足などと騒がれておりまして、当地域でも様々なところで駆け引きが行われて、米価が不安定な状況にあります。

それでは、日本の主食であるお米の確保状況について、購入方法や契約内容が分かりましたら伺いたいと。また、そのような駆け引きに巻き込まれることなく、適正価格で子どもたちに地元のおいしいお米を食べさせるため、今後の契約方針等がありましたら、教育委員会の見解をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません、ちょっと今資料を探していますので、先にほかの質疑からいいですか。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、（２）のほうをお答えいたします。

世帯当たり１万円とした理由になります。

６年度、交付金の額は違いますが、世帯当たり１万円という、それに自己負担もあるんですけれども、それができる金額の、まず交付金が来しました。今回は交付金としてはそれより少ないんですけれども、今やっているやつよりも交付金が減ったから額を減らすというよりは、同じような規模感でやったほうがいいだろうということで額をやっております。

あと、事業費の内訳になります。

まず、総額が２億４,３８６万４,０００円、これに對しまして商品券となる部分ですが、対象世帯になります、これは２万２,５００世帯を見込んでおります。ですので、商品券としまして２億２,５００万円。そのほか商品券の発送に係る郵送料や換金業務委託料などの事務費が、合わせて１,８８６万４,０００円となっております。

以上です。

（「そこに郵送費も」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 郵送費も入っています。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） そうですね、郵送費単独としましては……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 分かります。郵送費ですが、８８２万円となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校給食のお米の購入方法、契約の方法なんですが、現在旭市

の給食センターでは、J Aちばみどりから半年間の単価契約で契約をさせていただいて、その数量に応じてお支払いをする形を取っております。

J Aちばみどりから購入している理由としましては、旭市産の粒すけを100%、全部の給食に提供できる量が確保できるという理由で使用しておりますので、今後も旭市産の美味しいお米を子どもたちに届けるように続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 申し訳ございませんでした。

繰入金の推移、3年間ということなのですが、令和6年度が予算ベースで7億4,200万円、令和5年度が5億600万円。令和4年度が2億2,300万円となっているところになります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

9号です。一般会計の補正予算ですが、私のほうからは1点なのですが、まず、この補正予算の補正後の額なんですけれども、6年度の当初予算では324億8,000万円だったのが約29億円増えて、今議会での補正、これは可決するでしょうけれども、補正後、353億9,300万円になるんです。29億円も増えるんです。

何回かの補正を繰り返して、結果はこの額になるわけなんですけれども、そうした意味で、当初予算がいかに大切なものであるかということ、どういうふうに年間の予算を考えているかという、その一番大切な部分というのを、実は先ほどの質疑でも市長にお伺いしたかったんですけれども、補正後のこの額を認識していただいた上で、いや、もちろん認識していらっしゃると思うんですけれども、私たち議員もこのことを強く認識しておかなければいけないと思います。選択と集中ということで、当初予算で政策的に一番やりたかったことに予算を配分する、それは大切なことです。とはいいながら、財源があり余っているわけではありませんので、どうしても削らなければいけない部分がある。そのご答弁が先ほどの市長の答弁だったと思うんです。お金がいっぱいあるわけではないですからって。

私は水道のほう、命を守るところに財源を割かなければいけないのではないかなと思って聞いたわけです。ですから、全体的なところの当初予算の考え方を聞きたかったんですけれ

ども、今回は補正予算のほうで、ちょっとそのことを聞きたいと思います。

歳出の14ページです。

私は、コミュニティバス等運行事業、デマンド交通運行事業のほうも聞きたいんですけれども、このコミュニティバス等運行事業、これの補正に関してお聞きしたいと思います。これの増額の意味です。

コミュニティバスというのは、このバスの運行自体、それ自体はいわゆるどこでもやっていることで、そんなに目新しいことでも何でもないわけですが、この事業というのは、高齢者福祉やら、あとコンパクトシティとか、そういうことをうたう上でも、いろんな政策に物すごく関連している事業だと思うんです。ですから、ちょっとこのところで増額になっている理由をお聞きするんですが、その前に、まず、コミュニティバス等運行事業の事業内容と、それから今回の補正に至るまでの令和6年度の補正、今回はこの金額で増額になっていますけれども、ここに至るまでの、コミュニティバスを始めた頃からの事業の変遷、それと今回の補正に至った理由と、それから通常この時期での補正があるものなのか。これは補助金の関係とかかなとは思いますが、それと今後の計画、そこまでお答えください。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、コミュニティ運行バスの質疑について回答いたします。

まず、事業内容につきましては、市内四つのルートを、交通弱者である交通の便の少ない方が利用できるように、四つのルートに分けて運行をしております。

事業の変遷につきましては、すみません、今ちょっと詳しいのはあれなんですけれども、旧1市2町ではバスの運行は合併前からやっていた部分があったかと思います。合併後には、干潟地域にもバスのほうは運行させようということで、平成17年以降に検討が始まったというふうに理解をしております。

ルートであったり本数であったりというのは、その都度その都度、利用者等の声を聞きながら変更してまいりまして、現在の運行ルートとなっております。

補正の内容になります。

今回補正をお願いしますコミュニティバス等運行事業のバス運行助成金になりますが、これはバスの運行事業者に対する助成金になります。この助成金の考え方なんですけれども、バスを運行するに当たって、人件費や燃料費など、バス運行に係る必要な経費、そこから運

賃を引きます。さらに、今までですと国からの補助金が運行事業者のほうに行っていましたので、その補助金も差し引きます。その残ったものが、助成金として事業者のほうに行く金額となります。

今回、国の補助金、法律の改正がございまして、これまでバスの運行事業者のほうに直接行っていたお金が、今年度から市に交付されることになりましたので、まずはその分を事業者に出す金額となっています。この額につきましては、国の補助金としまして、予算書11ページに地域公共交通確保維持改善事業費補助金933万2,000円とございますが、このうちの662万4,000円、これをコミュニティバスの運行事業者のほうに支出します。残り25万8,000円につきましては、これは経費のほうの増と運賃見込みの減になるんですけれども、まず人件費が増額となりました。そのほか車両の修繕費、あと当初予算で見込んでいた運賃収入が減ったことなどにより、その差引きでこの金額となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） ちょっと答弁漏れ。今後の計画とかは。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今後の計画、予定という形になるかと思うんですけれども、今、交通弱者の足としましては、コミュニティバス、それとデマンド交通があります。デマンド交通も個別に対応できていい部分もありますし、バスにおいては大量輸送ができるという利点もございます。この辺は、利用者の声、状況を見ながら進めていくということで、今現在特にどうこうということはございません。

それと、すみません、先ほど私、国の補助金933万2,000円のうちの662万6,000円という、もしかしたら4,000円と……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 失礼しました、662万6,000円になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 課長、この時期がタイミングかというのは。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 補正のタイミングになりますが、どうしても1年間、ちょっと会社の会計年度はまた違うんですけれども、こちらの会計年度としまして、年度でどのくらい経費が増える、収入が減るのかという見込みを立てるのが年度末でやっておりますので、基本この時期に、額が大きくなければそのままでもいいですし、今回のように金額が大きくな

れば、やっぱり3月で補正をお願いするというような形になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。答弁の中で、ちょっと変遷のところで聞きたかったんですけども、答弁に入ってくるかなと思っていたんですけども、運賃の金額の変遷と、あと、事業者さんに行くお金の中に、当然のことながらその人件費が上がっているというところと言われたんですけども、運転手さんというのは全国的に不足していますけれども、このコミュニティバス事業者に関してはどうですか。

それと、その運転手さんのほうの今後の確保ができるかどうかというところと、それから運賃の収入のほうが減っていると、乗る方が減っているというふうに答弁で。これは運賃が減ったというような答弁だったと思うんですけども。

（発言する人あり）

○4番（戸村ひとみ） 見込みですか。

（「当初見込みより少なかった」の声あり）

○4番（戸村ひとみ） そうそう、当初見込みより少なかったという、そこ。その理由をお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） コミュニティバスの運賃につきましては、当初は1乗車100円が基本でございました。令和2年度に運賃の見直しを行いまして、令和2年度から1乗車200円となっております。

運転手確保ですけれども、コミュニティバスを運行している事業者は大丈夫なのか。確かに、会社としては運転手の確保というのは今大変厳しい状況になっております。それと、確保もそうですし、運転する時間というのが厳しくなっております。今も1人が運転できる1日の時間というのが定まっておりますので、それを超えないような運行ルートであったり運行時間というのを考慮しながら、ルートの設定等をやっております。会社にとって運転手の確保というのは大変な課題かと思っております。

運賃の見込みですけれども、すみません、先ほど運賃、利用者が減ったのではなくて、当初予算で見込んでいた利用者よりも実際が少なかったということで、当初予算がちょっと多めに見ておりました。実際、令和5年度と令和6年度で、今現在ですけれども、比較した場

合は、利用者数は大きな増減はございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 利用者数は大きな増減がないということだったんですけれども、恐らく次の質疑でもちよつと行いますけれども、2025年問題というのがありまして、ご存じだと思うんですけれども、それを受けて、やっぱりもう運転免許証を返納しなくてははいけない。さっき言われたように、交通弱者というのになる方というのが非常に増えてくるんだと思うんですけれども、そういった中で、このコミュニティバスの運行事業者というのは、運転手の確保に非常に今現在でも困難な状況にあると。そういった中で、これはコミュニティバスの運行事業だけではなく、そのことだけではなくて、やっぱり全体的な市の行政、どんどん人口が減っていく中で、高齢者は増えてくる。ですから、高齢者福祉のほうとの連携だとかいろんな部署との、都市整備課だとかいろんなところとの連携を取りながら、このコミュニティバスの運行事業というものは考えていかなければいけないんだと思うんです。

市が運営できるわけではないので、その事業者にあまりにも負担が行くと、事業者自体がもうこの事業ができなくなる可能性とかがあると思うんです。市としては、長期で考えたときに、どういうふうな方向性でいくのか。そここのところの考え方、これを教えてください。利用者数は減ってはいないということだったんですけれども、値上げをしても減ってはいないということで、つまり、コミュニティバスというのが本当に必要なものであるということだと思うんです。ほかに手段がないというようなこともあると思うんですけれども。ですから、交通弱者対策というのを、コミュニティバスの運行事業以外に、あれですよ、デマンド交通もありますけれども、それ以外に市全体として考えて、どういうことが考えられるか、それを教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、コミュニティバスに限った考え方になりますが、これは運行事業者、確かに確保は大変だと思っております。ただ、市としましても、やっぱりコミュニティバスを走らせる、利用者の方は一定数いらっしゃいますので、これは確保したいというのもあります。なので、引き続きこれは交通事業者のほうと、先ほど言いましたハンドルの時間等も考慮しながら、持続可能な形でやっていきたいというふうに考えております。

あと、それと補完する部分で、コミュニティバス以外でデマンド交通がございます。デマ

ンド交通は後から始まった対策ではありますが、最近利用されている方が大分増えてきております。これはバス停まで行かなくても自宅のある程度近くまで来てもらえるし、近くまで送ってもらえる。ただ、時間はちょっと、乗り合いなので難しい面があるかもしれませんが、でも大分好評をいただいていますので、仮にですけれども、デマンド交通のほうの声が多くなってくれば、またコミュニティバスの運行方法も考える。両方バランスを考えながら、こういった方向がいいのかというのを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

（「交通弱者に対しての施策がこれ以外に、コミュニティバス、デマンド交通以外にあるかということ。考えられたのかということ」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 介護保険事業特別会計のほうの話になってしまいますが、一般会計の話ではないんですけれども、ボランティア等、NPO法人等の協力を得て、通所型の移動支援の補助事業というのを行っております。

しかしながら、令和5年くらいから始まった事業ですので、まだ広がりはいま一つであります。そちらの事業についてはできるだけ推進して、コミュニティバス、デマンド交通、そのほかの移動手段ということで、メッシュを埋めるような形で推進していければと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません。先ほどの林晴道議員のやつで、優しいので戻ってくれたようなんですけれども。

数字のほう差し込まれましたので、追加交付分の直近の3年分の数字ということです。5年が1億6,218万4,000円、4年が1億5,870万3,000円、3年が4億1,197万4,000円ということです。

申し訳ございません、遅くなりまして。

○議長（飯嶋正利） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 10号議案の繰越金補正のことをお聞きいたします。

歳入のほうで、前年度の繰越金2億3,589万3,000円ですが、これは前年という令和5年度だと思えますけれども、今、介護保険は令和6年度から少し支出するお金が減らされて、それでもって今、私も請願のちょっと紹介者になるのに勉強させてもらったんですけれども、令和5年度はそうなんですけれども、令和6年度はそうすると、この金額が前年度から繰り越されますけれども、令和6年度はどんな状態になるか。簡単でいいですけれども、もし分かれば教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） それでは、繰越金の補正額2億3,589万3,000円の理由ということでもありますけれども、令和6年度、今後の繰越額の状況ということでお話しさせていただきますと、ここ数年予算の関係でコロナ禍の関係がありまして、歳入歳出のほうで繰越額が大きくなっている年がここ数年ございました。今後それが、現在この10号でも補正給付費として出ているんですけれども、これからコロナ禍の影響から少し抜けて、また75歳以上の高齢者が増えていくというような状況もあって、介護特別会計の費用というのは大きくなると思われまます。

そういった中で、歳入歳出でまだ決算は出ておりませんで、見込みでありますので、数字的なものは、はっきり申し上げられませんが、この金額よりは少なくなっていくのかなというように考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 介護保険の6年度の現状と、これから7年度のことをちょっと聞いておきたいんですけれども、対象になる方々は増えているんですか。それとも事業所、特に

出ていく介護、お世話する介護のほうの、この事業所については旭市では何者ぐらいあって、これがどのぐらい変化しているか、それだけ簡単に教えておいてください。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） まず、市内の事業所の数ということで、介護保険の提供する事業所ということで、大体60数者ほど、数者というより数事業所ございます。そのほかに、施設ということで特別養護老人ホーム、老人保健施設、あと地域密着型の施設等合わせて17施設くらいございます。あと、ケアマネの事業所として20事業所くらいございます。

あと、対象者が増えていくかという話なんですけれども、75歳以上の方がこれはもう増えていくということで、第1号被保険者の半分が75歳以上ということになりますので、今後、年齢が上がっていく以上、要介護度というのも対象者については上がっていくというのが想定されますので、給付費のほうも上がっていくのかなというふうな形で想定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

10号です。介護保険事業特別会計の補正予算です。

私のほうからは、施設介護サービス給付費について、これは今回の補正で増額ですね。6,000万円の増額になっています。これはちょっと書き取れていないんですけれども、新しい施設が増えたということでの増額というふうに聞いているんですが、この6,000万円の内

訳ですね。新しい施設に対しての6,000万円増えたというこの内訳と、あと、先ほど課長のほうから、もうご答弁の中にありました、2025年から後期高齢者が圧倒的に増えるというような2025年問題の、そのご答弁の中にあっただすけれども、やはりここについては非常に市としても警戒というよりも、どういうふうな方向でいくのかということのをきちんと考えながら、施策あるいはその予算の配分を考えていかなければいけないのではないかなと思うんです。

それで、施設介護とそれ以外の介護ということに関しての、この考え方ですか。それを市としてはどういうふうに持っているのか。2025年問題というところを踏まえて、今後の方針をお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） （1）の施設介護サービス給付費の利用増のまず要因ということで、ざっと説明させていただきます。

増となった主な要因ということで、まず、施設介護サービス利用者が当初見込みより少し増加したということになります。あともう1点が、新しい特別養護老人ホームが6年12月に開設したというところが大きな要因となっております。

その自然増の根拠ということで、施設介護サービス給付費、6年度当初、利用件数を年間7,056件と見込んでおりましたが、当初見込みより70件増、7,124件という見込みで、今回補正をしております。もう1点の特別養護老人ホームの増えた分ということで、12月開設ということで、その分を12月、1月、2月分ということで100件ほど増やして計上しております。

あと、2025年問題ということで、施設介護とそれ以外の支援についての考え方ということであります。

先ほど言いました75歳以上の方が増えていきますと、要介護度も高くなります。医療の必要な方も増えていくと想定されます。ですので、今後医療、介護を含めた、訪問介護から訪問看護、そういった形の在宅支援のサービス、あと、高齢者の方が高齢になれば、今度は要介護度が重くなりますので、施設サービス、こちらも今回増えていますけれども、在宅支援から施設介護のほうにシフト、移行するというような形の人も今後増えてくると思います。そういった方については、できるだけそういった環境を増やすように。

また、今回医療と介護、例えば病院に入院してそこから退院、自宅に戻るまで、在宅に戻るまでの間に、すぐ戻れる方と戻れない方がいらっしゃいます。そういった方については、

今は老人保健施設というところでリハビリ等を行って、そこから在宅に戻ると。あるいは、特別養護老人ホームに移ると、そういった形になります。今後は在宅支援の推進ということで、その中間的な、通いもできる、訪問で来てもらう、ときには施設に泊まれると、そういった複合型の在宅支援のサービスの推進というのも行っていければというふうに考えております。

あと、一方で軽い方、自立している方については、介護予防という形でできるだけ要介護にならないように、市内のほうでは介護予防サポーターという形の方も大勢いらっしゃいます。そういった方、また事業所、ボランティア、NPO団体、そういった方々の協力を得て、インフォーマルサービス、民間のサービス、そういった形の力を得ながら、できるだけ要介護にならないような形の支援、施策も今進めておりますので、そちらはまだこれからどんどん広めていかなければいけないと考えておりますので、そういった形で2本立てで進めるといような形で考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。

では具体的に、私の認識では、国のほうでは在宅を進めていると思っているんです。ですから、在宅で家庭が崩壊しないようなサービスを公が提供しなければいけないというふうな、ただ、そのほうが経費的には非常に安上がりということで、国のほうも進めているのではないかと思うわけです。あと担い手ですね。介護の担い手不足というところもあって、在宅を進めているのではないかと思うんですけれども、市としては今後、複合型というふうにおっしゃいましたけれども、施設というのをつくる計画というのはあるんですか。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 一応、市として施設サービスを受ける事業所をつくるということは考えてはおりません。

市内、近隣には多くの社会福祉法人等がいらっしゃいますので、また、介護保険の事業所等、障害の事業所等、たくさんおります。そういった方々のご協力を得て、民間の力を借りて、こういった介護支援、福祉という形で進めていけばいいなと考えております。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 市としてというのは、要するに社会福祉法人なり何らかの法人格を持

ったところが、施設を旭市につくりたいと言ったときに、そういうふうに施設を増やすような予定というか、それはあるのかどうかということをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 基本的には3年に1回の介護保険事業計画というのがございます。そちらで、旭市内の介護保険の支援、サービスの事業量というのを決めて計画をします。それによって介護保険の給付費等が決まります。それによって皆さんの介護保険料というのが決定しますので、事業所がやりたいやりたいと言った上で、いいですよというものではなくて、旭市としてその辺のバランス、必要性、その辺も考慮して、計画の中で先を見据えて事業者の方の協力を得ながら進めていくという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 議案第12号につきまして、質疑をいたします。

旭市犯罪被害者等支援条例、記載されておりますように、平成16年法律第161号に基づいての新たな条例制定ということで、内容、目的ですとか定義、基本理念、市の責務、市民の責務等々、おおむね理解をいたしました。しかし、若干不明瞭な点がありましたので、質疑をいたします。

1点目、本条例の制定について具体的な内容をお伺いするということで、なぜ今新たにこの旭市犯罪被害者等支援条例が制定されることになったのか。

2点目は、この支援条例の作成並びに制定に伴って、参考にした法令ですとか文献ですとか例規集ですとか、あるいは、ほかの自治体を参考にされたとするならば、どこの自治体の条例を参考にされたのか、2点伺いたいします。

それから、(2)の条例の第9条、民間支援団体への支援、第10条、見舞金の支給、第11条、転居費用の助成について、一つは、民間支援団体には、具体的にどのような支援内容を考えているのか。

2点目は、具体的に助成金の金額が明記されていない、それはなぜなのかと、2点質問をいたします。

1回目、以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

なぜ今この条例を制定するのかということにつきましてでございますけれども、国の犯罪被害者等基本法におきましては、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとしておりまして、その第5条では、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、実施することを自治体の責務としております。また、令和3年4月1日に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行され、千葉県及び千葉県警察から県内市町村に対しまして、犯罪被害者等支援に係る条例制定について促進をされまして、県内市町村でも条例制定が加速してまいりました。

このような経緯もありまして、令和7年1月現在、県内15の自治体で条例が施行されている状態でございます。参考に近隣の自治体におきましては、匝瑳市、山武市、横芝光町などにおきましては、令和6年4月に条例を制定しているところでございます。

犯罪被害者に対して、途切れのない支援を実施するとともに、居住する地域で支援の格差が生じないよう本市でも取り組むために、条例を制定するものでございます。

また、参考にした法令とかということでございますけれども、そちらの法令につきましては、犯罪被害者等基本条例と、あと犯罪被害者等給付金の給付等による犯罪被害者等の支援に関する法律、それと刑法などでございます。

そして、また参考にさせていただいた自治体につきましては、千葉県、千葉市、四街道市、印西市などを参考にさせていただきました。

続きまして、(2)項めのご質問でございます。

民間支援団体への支援、具体的な支援と見舞金、転居費用の関係でございます。

最初に、第9条の民間支援団体等への支援についてお答えいたします。

主な民間支援団体につきましては、支援内容が例えば裁判所などへの付添支援やカウンセリングなどを行う、千葉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されている公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターになります。

民間支援団体等への具体的な支援につきましては、市に犯罪被害者等からの相談があった場合には、被害者に個人情報のやり取りについての同意を得た上で、その民間支援団体等への情報提供や連携などを図っていくということなどになります。

次に、条例第10条の見舞金の支給についてお答えいたします。

こちらの見舞金につきましては、殺人や傷害等の故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族または傷害を受けた犯罪被害者の方に対する見舞金制度でございます。

見舞金の金額についての支給対象者や、申請方法、支給金額等の詳細につきましては、規則で定めていくということになります。

続きまして、第11条の転居費用の助成については、こちらにつきましては、当該犯罪行為の被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要した費用の一部を助成する制度でございますが、こちらの助成金についての助成対象者や申請方法、助成金額等の詳細につきましては、先ほどの見舞金と同様、規則で定めていくということになります。

すみません、ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど関係法令、参考にした法令の名前がちょっと違っておりまして、すみませんでした。

犯罪被害者等基本条例とさっき言ってしまいましたが、こちらは法律のほうでございまして、犯罪被害者等基本法と、あともう一つは犯罪被害者等給付金の支給です、給付金の給付と言ってしまいましたが、給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律ということで、訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 課長、よく分かりました。ありがとうございます。

再質疑させていただきますけれども、分からないところが、この第2条に関してありますもので、これを中学生にも分かるような分かりやすい文言で説明いただけると大変ありがたいということで、質疑させていただくわけですが、定義、第2条、ちょっと課長、読みます。

「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」（１）の「犯罪行為」について分かりやすくご説明願いたい。分かるようで分からないんです。「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」、ここまでは分かるんです、この後です。

「（刑法（明治40年法律第45号）第37条第１項本文、第39条第１項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む」、これちょっと複雑にしていますよね。罰せられない行為を含むと同時に、最後が除くになっているんです。こうです。「含むものとし、同法第35条又は第36条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。」ってね。これ、分かるようで分からないと。「含む」、「除く」が、よりこの「犯罪行為」という用語の定義を難しくしている以外の何物でもない。私も、それぞれの37条第１項は何だと、39条第１項が何だ、全て調べました。しかしながら、今もってすんと来ないと。ここは課長の力をお借りしたいと。

それから、２点目のそれぞれの支援です。支給、助成です。９条、10条、11条です。先ほど課長がおっしゃいました基本理念第３条には、支援は平穏な生活を取り戻すまでの間、被害者の状況、事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする、こう記載されておりますね。

さあそこでです。継続的な支援が欠かせないということは理解できました。それでは、これは市の財政的な負担がちょっと不明確だなと。見舞金や転居費用の助成、今後規則で具体的に検討、明記していくということでございますけれども、ではこの助成を財政的にどのように維持していくのかと。これも今後の課題になるのではないかなと、伊場は考えました。

そこで、先ほど千葉県、千葉市、四街道市、それ以外にも例えば名古屋市ですとか、いい条例の例があるというふうに思うその中で、今後は犯罪被害者支援のための基金、旭市においては、支援をするための財政的な補填といいますか、それを考える上で基金を創設する考えはありますかという質疑です。もし、いやいやまだそんなことは考えていないよということであれば、財源の確保については今後どのようにしようとしているのか。その方針なり考えなり、これをお示しいただきたい。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

まず、（１）のほうですが、条例のほうの第２条第１号の「犯罪行為」の内容ということ

でございました。

この条例におきましては、犯罪行為につきましては、国内で発生した殺人、傷害の罪などで、いわゆる生命犯や身体犯に限定しているところでございます。

その第2条第1号での刑法の条文のほうでございしますが、こちらにつきましては、まず、刑法第37条第1項につきましては緊急避難での状況と、あと39条第1項につきましては心神喪失での状況、第41条においては、こちらは責任年齢ですね、14歳未満での状況と。こちらにつきましては、刑事裁判において処罰されないこととなっているところでございしますが、こちらは、この条例において支援をしていくというところでございます。

その次ですが、刑法第35条、こちらは正当行為、あと36条第1項につきましては、こちらは正当防衛と、あと過失もここに加わりますけれども、過失につきましては、こちらは支援の対象外というふうに、含むもの含まないものということで区分をさせていただいております。

（「35条、36条は除くんですね」の声あり）

○総務課長（山崎剛成） はい。こちらは正当行為、正当防衛、過失については、犯罪のほうの部分からは除くというところでございます。支援の対象とはしないと。

（2）のほうでございしますが、こちらは財源の問題ということでございしますが、基金を創設するということは考えているのかということでございますけれども、現在、市といたしましては、この犯罪被害者を支援するための基金を創設する考えは今のところございません。

支援する財源につきましては、当然市の一般会計のほうから支出するということになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質疑になりますので、ちょっと慎重に質疑をさせていただきたいと思うんですが、これは質疑というよりも、まず確認させてください。その後、質疑させていただきますので。

課長が今おっしゃいました含む、含む、含む。正当防衛も含むんですね。心神喪失者の行為についても含むんですね。14歳未満の者の行為、これも含むんですね。含まないのが正当行為、正当防衛。そして心神喪失者の行為、39条と14歳未満の行為、これは含まない。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。ちょっと確認させてもらいます。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時28分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） そうなのか。もうちょっとよく勉強しなきゃしょうがないな。

最後に、3回目の質疑をさせてください。

犯罪被害者等への心理的支援、それから、就労、職場復帰ですとか学業支援、これについて質疑をいたします。

4点ございますので、メモをしておいてください。

質疑1、本条例では、犯罪被害者の相談窓口の設置、第7条2項で記載されております。しかしながら、心理的支援、つまりカウンセリングの実施については記載されておられませんので、どのような対応を想定しているのかなと、1点目。

2点目、犯罪被害者の精神的ケアを行う際、市内の医療機関、心理カウンセラーとの連携体制あるいは整備体制です。どのように考えて進める予定なのか。

質疑の3、犯罪被害者が職場復帰するための支援は、どのように行う予定。これを想定されていますか。

質疑4点目、犯罪被害を受けたことにより、学校生活が困難になった生徒に対する学業支援、これについて、教育総務課とどのような連携を取らなければいけないのかと。連携をどのように考えているのか。

非常に大事な4点だというふうに考えましたので、せっかく条例を新たに制定するわけですので、最後の3回目の質疑ということで、4点質疑させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場議員、この（2）番でよろしいですね。

○5番（伊場哲也） （1）（2）、まとめて四つの質疑ということで、局長、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 分かりました。

○5番（伊場哲也） ご理解いただけましたでしょうか。

○議長（飯嶋正利） はい。

再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、順にお答えさせていただきます。

まず、相談窓口の設置が規定されているというところで、心理的支援、カウンセリングの実施ということでございますけれども、こちらに関しましては、犯罪被害者等に一番近い行政機関として、犯罪被害者等が置かれている状況を市が適切に把握し、関係機関と連携し、求められる支援につなげていきたいと考えております。

相談内容にもよりますが、本市が行える支援については、担当課と連携を図り、対応していきます。また、必要に応じて、国や県、民間支援団体などの関係機関と連携を図り、各種機関、団体で行われている支援につなぐ役割も担っていきます。また、先ほど回答いたしました民間支援団体の公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターなどによる専門的、こちらにおいては専門的なカウンセリングが実施されております。

続いて、市内の医療機関や心理カウンセラーとの連携体制ということですが、こちらも相談内容にもよりますが、本市が行える支援については、担当課と連携を図り、対応していきたいと考えております。また、必要に応じて国や県、民間支援団体との関係機関と連携を図り、また各種機関、団体で行われている支援につなぐ役割も担ってまいります。

それとあと、精神的なケアやカウンセリングについては、民間支援団体の先ほど申し上げました公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターなどにより、専門的なカウンセリングのほうも実施されていくこととなっております。

続いて、犯罪被害者が職場復帰するための支援ということでございますけれども、こちらにつきましましては、犯罪被害者等が被害に遭った後も、職場の理解を得て働き続けるということが当然望ましいと考えております。そのため、本条例の第6条で事業者の責務にありますとおり、事業者は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めることとしまして、犯罪被害者等の就労、その他、その犯罪等による被害者に関して事業者に求められる手続などについても、十分配慮するよう努めるものとするものでございます。

また、犯罪被害者等が同じ職場で働き続けることが困難な場合には、ハローワーク等と連携しまして、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた就労支援を実施していきたいと考えております。

あとは、学業支援の教育委員会との連携でございますけれども、こちらにつきましては、生徒と保護者にしっかりと寄り添いまして、生徒が平穏な学校生活を送れるように、教育委員会とは連携を密にしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 議案12号、条例の展望が見えました。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

こちらは、現在市内に24か所設置されている児童遊園のうち、三つの施設について、遊具の老朽化による撤去や、利用児童数が減少しているということから、総合的に判断して廃止をするものでありました。

その3施設の中には、僕も子どもの頃、よくいたずらをしました広原仲児童遊園が含まれておりまして、ここで担当課に強く申し上げたいのですが、遊具等が劣化しても、児童遊園設置条例にある再整備を怠り、遊具等を撤去したまま、何も手を加えないから利用児童が減るのは当然でありまして、これを提案理由とすることはいかがなものかなと、そのように思いますので、その点伺えたらというふうに思います。

また、利用児童数の減少についてなんですけれども、どのように調査をしたのか。そのような気配を全く感じられませんでしたので、具体的にお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 廃止の理由ということでご質疑がありましたけれども、利用児童数の減少や遊具等の不具合、老朽化ということを挙げたんですけれども、市としましては、地元区長さんとも協議を行った上で、廃止の要望書を提出していただいて、決定しております。

児童数の減少をどのように確認したのかということでございますが、年に1回、区長さんのほうと確認を取っているんですけれども、子育て支援課でも、予算前に遊具の不具合とかで各地区の児童遊園を回って確認をしております。また、管理している地元区長さんのほうにも年に1回確認をしているんですけれども、そうしたときに利用状況なども併せて確認をしているというところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 今度は区長さんの話をされまして、それであればこれは何区なんでしょう。何区で、その区に何世帯あるのか、それをちょっと先に話をして教えてもらいたいです。

それであれば、一昨日ですか、後草水神社の神楽祭に招かれまして、その際、ご当地の五つある区長さんをはじめとする歴代5区の区長さんが大勢お集まりだったので、様々なお話を聞かせてもらいました。

今回の提案理由に、地元区長からの要望というふうに、はっきり前回申しておりましたけれども、それは間違いで、担当課から提案したんじゃないでしょうか。

それでは、ご当地の5区長さんから廃止についてどのような要望を受けたのか、具体的にお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 担当課からの提案ではないかというご質疑でしたけれども、遊具が老朽化して、最終的に最後の1基の遊具を撤去してしまいますと、児童遊園としての機能を果たさなくなりますので、そういったところで、地元区のほうとどうしますかというお話をして、結局それで廃止ということになるということなんですけれども。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時44分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、広原仲区ですか、その区の戸数とかは今資料を持ち合わせていないんですけれども、児童遊園の管理に関しましては、旭市で策定しております旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づいて管理しております、その計画の中では、児童遊園につきまして、利用頻度や施設老朽化状況等を踏まえ、随時地元区長と存廃を含め協議の上、縮減を目指すということで、令和3年度に策定したときには20%の縮減を目標としておりますので、市としましては、児童遊園は減らしていくというスタンスで……

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 先ほどの区の加入戸数ですけれども、広原仲区は27世帯でございました。それで、広原仲児童遊園は広原仲区のほうに管理をお願いしております、利用している住民が少ないという状況を区長と確認をした上で、廃止に向けて協議をして、区長より廃止の要望書をいただいております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 一昨日の話とはちょっと違うんです。担当課からご提案されたんだなという認識で、そのところはいいいですけども、こちらの課にはちょっと不信が募るんですよ。先日新たに整備された4月に開所するふたば保育所の内覧会が何だか市内の保育所の保育士さんたちに行われたようで、その内覧した保育士さんから貴重なご意見をいただきました。いいことではないのでお話ししてくれたんでしょう。それは、つくりが古くて使い勝

手が悪いとか、特に動線や主要部材が子どもたちにとってよくないというような様々なことでした。

僕は、このことを担当課に伝えて、事実か否かを静かに確認したいとお伝えしたら、その翌日にはお話を聞かせてくれたとある保育所長さんだとか、別の保育所の保育士さんだとかから、議員が動いているから何も話をするなよと、そのようなお達しがあった旨の連絡をもらいまして、職員の体制の崩壊を感じています。よい悪いは個人の主観なので、これは仕方ありませんけれども、そのような意見があるから事実を確認したいと伝えたら、保育士関係者に、内覧の話はするななどということのお達しはいかがなものかなと思いますね。ここでは、このようなゆがんだ体制について、ぜひ担当課のご見解をお願いしたいなど。その上で、旭市児童遊園設置に対する総合的な考え方について、担当課の提案理由などに不信を抱くので、市長にご回答をお願いします。

遊具等が老朽化しても、児童遊園設置条例にある整備を怠って、遊具等を撤去しないまま、何も手を加えないから利用児童数が減るのは当然ではないでしょうか。加えて、ご当地の後草、広原地区というのは、本市の中でも児童数の減少が極めて少ない活発的な地域であります。本来は条例に基づき再整備すべきでしょう。しかしながら、先ほど何かご回答ありましたように、現在は急速な人口減少社会に突入する中で、めり張りのある取り組みが必要とされますので、今後の旭市児童遊園の在り方そのものを検討すべきと訴えますが、市長の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 貴重なご提言ありがとうございます。私としては、子どもは遊びの天才です。遊具がなくても、安全な広場があれば、それで子どもたちは自分たちで遊びを工夫して成長していくという面もございますので、ここを廃止して遊具がなくなっても、子どもたちはきちんと工夫をして上下関係、年齢差を超えて楽しく育ってくれるのではなかろうかと私は考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） ふたば保育所の内覧の件につきましては、議員がおっしゃるように所長に見ていただいて、所長のほうで使い勝手が悪いというようなご意見をいただいたところは、4月1日の開所に向けまして、改善できるところは改善に今取り組んでいると

ころです。所長たちに申し上げたのは、議員と市の行政についてよくしていくために意見交換をするのは全然問題ないと思いますが、ただ、今お話のあったような使い勝手が悪いというようなお話は直接子育て支援課のほうにさせていただきたいということでお話をいたしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

22号、私のほうからも児童遊園設置の考え方、方針について、前者のほうから言いたいことの半分ぐらい質疑していただきましたので、それを基に質疑させてください。

まず、ご答弁の中で、令和３年度から児童遊園の20%縮減を目指しているということがあったんですが、これ、令和３年度からどれぐらいずつ縮減しているのかお願いします。市内24か所残っているんですかね、お願いします。

それと、地元区長からの要望があつてということが説明にあつたんだと思うんですけども、それが地元区長からの要望というのは、実際には、市のほうが遊具撤去しますけれどもどうしますというような話で、それなら児童遊園じゃなくしてくれというような話だと私は理解しました。

この遊具というのは、一体所有者は誰というのか、どこですか。どこの財産で、これを撤去する場合というのは、当然のことながら予算が発生する。市だと予算が発生します。どういったところを頼んで、どういうふうに撤去するのか。あと、今まで、この遊具の撤去にかかった費用、令和３年度から縮減を目指してやっているわけですから、どれぐらいかかっているのか。あと、この児童遊園の縮減と児童数の減少というんですか、それに因果関係があるかないかというのを考えていらしたら、ちょっと教えてください。

それから、ここは市長にお尋ねします。市長、施政方針の中で、基本施策に公園について触れていらっしゃる。「公園は、市民が自然とふれあい、生活にうるおいと安らぎをもたらす憩いの場であるとともに、災害時には避難場所や広域防災拠点となるため、安全・安心な地域づくりに資するよう適切な維持管理を行ってまいります。」とあるんですが、この「公園」というのは、「児童遊園」とは全く違うものということでの認識でよろしいでしょ

うか。といいますのが、この公園に触れていらっしゃるこの文言の中に、子育てとか、そういった文言が一つも出てこないんですよ。

先ほどの市長の答弁では、子どもは遊びの天才です。よくご存じです。子どもは遊びの天才です。ですから、遊具なんかなくたって、どんだけでも遊びを見つけ出しますよという、申し訳ございません、それは、市民側が言うならですけれども、市長が公園ということに対してこういう触れ方をしているのに、児童遊園はなくしてもいい、遊具なんかなくたっていい、子どもは勝手に遊ぶんだからというような、これちょっと市長答弁としてはいかなものかなと思います。少子化対策、子育て支援というところに力を入れていらっしゃるというふうな、そういうふうには取れないですね、これは。そこのところの市長の考えていらっしゃる基本施策の中の公園ということ、これに対しての見解をお願いいたします。児童遊園との違い、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） まず、令和3年度からどのくらい児童遊園が減ったかというご質疑ですけれども、今回廃止を予定しております3か所を含めると、約13%減ったということになります。遊具の所有者はということですが、遊具の所有者は旭市になりますので、撤去も当然旭市で行っております。

その撤去にかかる費用なんですけど、すみません、今2か年分の金額しか持っていないんですけども、令和6年度は今までで125万円、7か所撤去いたしました。令和5年度は127万6,000円で、4か所の撤去をしております。

あと、児童遊園の縮減と児童数の減少ということで、当然、近年では大規模な市立公園が整備されておりますので、そちらの利用者、大きな駐車場がある大きな公園のほうは利用者が増えていると思うんですけども、児童遊園というのは、地元区に根づいたというか、昭和30年、40年ぐらいから設置されている地元区に密着した公園ですので、そういったところは利用者が減少していると思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 課長、区長からの要望は。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、先ほどの区長からの要望ということなんですけれども、あくまでも協議の上で要望書をいただいているということです。

○議長（飯嶋正利） 米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私が施政方針で触れました公園につきましては、課長が申し上げたとおり、大型の公園でございまして、そこは整備をしていかなければならないと、続けていかなければいけないと考えております。しかしながら、児童遊園、地域にある遊園全てをこれから維持していくということは、議員いつもおっしゃるように、血税を預かっている身としては、どこかで実態、実況を見て判断していかなければいけないなということは認識しております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 市長、血税を預かっている、ごもっともでございます。ですから、考え方ですよ、考え方を変えて税金を使わないで何とかできないかなということを考えていただきたいと思います。というのが、里親制度、公園の里親制度というものも何十年も前から導入しているところいっぱいあります。そういうことができないのかなとか、私はそれを思うわけです。

何でかという、先ほども言いましたけれども、子育て、児童があまりにも減少している、そういうところで、そうしたら、遊ぶ子がいないから、その公園をなくそう、遊具を取っ払っちゃおうということになると、ますます子どもはいなくなるんですよ。私は、飯岡地区で、近所に移住してくるかどうかなというのを決めようと言われていた幼稚園児がいらっしゃるおうちの方が見て回って、自分が住みたいなと思っているところを見たら、周りに公園がないと。それは大型の公園は整備されていますよ、血税をいっぱい使って整備されていますけれども、これは市長がおっしゃるように、この基本施策の中にあるように、避難場所とか、大事ですよ、避難場所も大事ですけども、でもそこまで車で行かなければいけないようじゃどうしようもないじゃないですか。近くに一旦避難できるようなところ、それも必要です。

こういう市長がおっしゃる施策の中には、先ほども指摘しましたけれども、子どもという観点が一つもないんですよ。子どもは遊びの天才だからって、どこででも遊べるでしょうぐらいな感覚なんですけれども、子どもを増やす、増やさないまでも減らさないという、児童減少とか、少子化対策とか、そういった観点から考えて、交通弱者にも当たるんですけどもね。例えば、生まれたての赤ちゃんを連れているお母さんがそんな遠くまで、車で大きな公園まで遊びに行かせられないですよ。ここの市役所の隣にあるような遊具がいっぱいあって、毎日にぎわっていますけれども、それでもそこまで生まれたての赤ちゃんがいらっしゃる方は一緒に上の子を連れて行かれないです。すぐ近くに公園があれば、そこで遊ぶことも

できますし、何しろ公園がないところに、子どもを遊ばせるところがないところになかなか移住してこようという、そういう気持ちに子育て中の、小さい子どもを育てていらっしゃるお母さんなんか思えないと思うんですね。

それで、先ほど言いました血税を使わなくていい里親制度、公園里親制度についてどういうお考えをお持ちか教えてください。里親制度というのは、要するに、その地域の方がボランティアで、植木、植栽の管理をしたりとか、きれいな花をいっぱい植えてみたりだとか、遊具に関しては、それはもちろん市が不具合とかを直さなければいけないと思うんですけども、これについて検討されたことがありますか。この児童遊園をどんどん廃止していこうというこの中で、公園里親制度というのを検討されたことがあるかどうかお答えください。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今おっしゃった公園の里親制度というのを児童遊園で検討したことはございません。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） これは市長にお伺いします。今まで検討されたことがないということですが、先ほど私が指摘した基本施策の中で、公園の部分で、ぜひともこの里親制度を検討していただきたい。つまり、ボランティアの活用ですよ。10号議案の答弁でもございましたが……

○議長（飯嶋正利） 戸村議員、要望ですか、市長に。

○4番（戸村ひとみ） 要望ではないですよ。検討されるかどうかを聞いています。高齢者福祉課長のほうから先ほど10号議案のほうでも答弁の中にありましたけれども、やっぱり交通施策にしたって、もうこれからはNPOやボランティアだとか、そのあたりを頼っていくしかなくなるわけですよ。だって、人手不足ですし、あと財源不足ですし、かけなければいけないところは絶対にあるはずなので、そうではないところをどうしても見直していかなければいけないわけじゃないですか。そこで、そういったボランティア活用というのを考えられる気があるかどうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） ご提案ありがとうございます。しかしながら、児童遊園につきましては、維持管理委託料は年間3万円でございます。事実上、地域の方に里親としてこの管理を

お願いしているということもございます。また、廃止後も更地にして、この場合は借地でございますので、土地所有者に返還いたします。基本的には土地所有者に適切な管理をしていただけるものと思っておりますし、私からボランティアをやれというのはいかがなものかなと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第26号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

こちらは一定規模の設備投資を行ったものに対して、奨励措置を講ずるというもので、固定資産税の課税免除についての対象要件、これを緩和しますよということだとか、課税免除の期間、これを見直していくというものでありました。

それでは、まずその一定規模の投資という中で、どのような規模の投資をしたらこの事業に該当するのか、その部分を伺いまして、併せて、この現状の奨励措置での利用実績、それ

から免除金額なんかを分かれば直近3か年程度でお伺いしたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、お答えいたします。

まず、奨励措置につきまして、1年間の投下固定資産額、設備投資額が新設の場合は5,000万円以上、増設の場合は3,000万円以上、かつ、常用の雇用者が5人以上の企業、事業所に対しまして優遇措置を行うものでございます。内容につきましては、主なものは議員が今おっしゃられたように、固定資産税の課税免除というものが主なものとなります。企業が新規に投資をしました土地、家屋、償却資産、設備ですね、に対しまして課される固定資産税を5年間課税免除するものでございます。

そのほか、旭市民を新規に常用社員として雇用して、総社員数が増加した場合、新規雇用者1人につき30万円の雇用奨励金等、そういった奨励制度もございます。主なものは固定資産税の課税免除というところでございます。

今回の改正についてですが、議員おっしゃられましたように、土地の対象要件の緩和、課税免除の期間の見直しを行うものでございまして、要件緩和につきましては、これまでは、課税免除につきましては、土地の取得から1年以内に施設、建物を建設した場合に、土地の取得の翌年から5年間固定資産税の課税免除を行うものとしておりましたが、これを土地の取得から5年以内に施設を建設した場合に、その施設と同時に、土地の分も5年間課税免除を行うものと改正するものでございます。

次に、期間の見直しにつきましては、これまでは、土地の取得後、最初に課税することとなる年から数えて5年間としておりました。そのため、土地の取得から施設、建物を竣工するまでに1年かかった場合、実際に課税免除を受けられる期間は4年間というような形になっておりました。今回の改正では、施設の竣工後、施設と同じ時期に課税免除を行うよう、申請を受けて課税免除を行うものにいたします。

これによりまして、土地取得から5年以内に施設が竣工すれば、一律5年間、土地に対する課税免除を受けることができるようになります。企業としては、進出先の選定の際に、奨励措置の内容は重要な要件となることから、企業進出におきまして、本市を選んでいただけるよう内容の見直しを図ったものでございます。

それと、現状における奨励措置の利用状況でございます。令和3年度から申し上げさせていただきます。令和3年度につきましては、13企業より申請がございまして、投下固定資産

額の合計総額が23億1,300万円ほどございまして、課税免除額が2,240万円ほど、令和4年度につきましては8企業から申請がございまして、投下固定資産額の合計が8億6,100万円ほどで、課税免除額が1,070万円ほど、令和5年度につきましては12企業より申請がございまして、投下固定資産額の合計が19億2,700万円ほどで、課税免除が2,300万円ほどとなりました。

なお、その中で土地に関してではございますが、課税免除につきましては、令和3年度に1件、その中の1件ということで、これは家屋、償却資産とあわせての申請がございました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 制度概要、非常に分かりやすくご回答いただけて、よく納得できる制度内容、分かりました。奨励措置の緩和に関しては、企業誘致の側面や本市への事業展開いただく事業者さんにとって大変いいことでありますので、ぜひ、これをご活用いただきたいなと願っております。

そこで、先ほど伺いました利用実績で、本来は奨励措置を受けることができる方で、これを知らずに申請しなかった方はいらっしゃるのかなと、ちょっと分かる範囲でいいのでご解説いただきたいなと思うのと、また課税猶予が緩和されて、丸々5年以内という改正でありますので、本条例を途中で気がついて、例えば2年、3年後に申請された場合の対応というのはどのようになるのか、そちらをお尋ねしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

○商工観光課長（大八木利武） 初めに、現在の制度の中で、申請が漏れてしまったよというようにお話につきましては、固定資産税の課税免除に関してはお聞きはしておりません。ただ、それに伴って、雇用奨励金等の申請については、ちょっと時期的に間に合わなかったというお話を1件、2件いただいたことはございます。その事業所さんにつきましては、また絶えず設備投資を行っている会社さんでもございますので、この制度につきましてまた改めて周知を申し上げたところでございます。

それで、今度5年以内ということで、期限が伸びることで、途中で気がつかれたということなんですから、土地を買って、建設が終了をして、固定資産税は、その前の年の1月1日から12月31日までに設備投資を行ったものに対してその翌年課税されるわけですが、こちらの私どもの課税免除につきましては、その翌年の1月1日から1月31日の間に申請をしていただくということになりますので、その途中で気がつかれた方であっても、十

分、竣工してからその翌年に申請という形になりますので、猶予はあるかなというふうに考えております。といいましても、やはり周知というのは大事でございますので、その辺はしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 分かりやすくいいなと思いましたが、本条例案では、固定資産税の課税免除について、対象要件の緩和や課税免除の期間の見直しというのを行って、これは何のためか、企業誘致及び雇用の促進を図るということになるかと思えます。他の自治体よりしっかりと誘致ができるようにという話もございましたが、それでは、近隣自治体と比較をしまして、しっかりと攻めの改正となっているのかを伺いたい。それから、見直し後、その利用状況をどの程度、ざっくりでも見込んでいるのかなと、それをお尋ねして、最後の質疑といたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 近隣自治体との比較というところでございますけれども、一般の土地に関しての改正につきましては、もともと本市近隣の匝瑳、銚子、香取、山武、成田等につきましては、匝瑳市につきましては、本市と同じような形なんですけれども、その他の自治体につきましては、もともと土地も含めて固定資産税5年間免除というような奨励措置がございます、ということになりますと、確かに我々としては攻めていくべきところなんですけれども、そこで横並びというところかもしれません。ただ、我々とすれば、もちろん新規だけではなくて、続いての再投資、設備投資に関してもしっかりと奨励措置を適用させることで、その企業さんに持続していただく、また雇用していただくというような形で支援をしてまいりますので、そういった点ではほかの自治体にも負けていないなというふうに考えております。

また、改正後の見込みというのはちょっと難しいところがございます。場所とか規模とかというのは企業さんによって様々でございます。ただ、今回はこの受皿をつくるという意味での改正というところでご了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 26号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例改正です。

前者のほうから聞きたいことのほとんどを聞いてもらいましたので、その答弁の中でちょっと1点気になるところがありましたので、お伺いします。

周知なんですね。やっぱり一番大事なのは周知だと私も思っていて、周知をしっかりやっていくという答弁があったんですけども、しっかりというのは具体的にはどういうことですか。せっかくこんないいのがあるのに、使っていなかったみたいな、それが絶対にあってはいけないことだと思っていて、あと、もう一つは、企業誘致というところで、言ってみれば、全国から来てほしいような感じなんですけれどもね。その場合どういうふうに周知したらいいんですかね。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。周知、現状では、やはり今現在の条例が割かし新規の企業誘致というよりは、現状の企業さんの施設の再投資とか、そういったところも結構重きを置いているところがあったので、広報であったり、ホームページというところに重きを置いておりました。ただ、企業誘致という面で外に向けてという発信になりますと、県の企業立地課のほうでも、県としても今年、来年とかなり企業誘致を積極的に進めていくというような知事のお話もございまして、企業立地課のほうからも、旭市における企業誘致の状況とかというのを情報を提供してほしいというふうに言われていますので、そういったところを通じて、周知というのも図れるかなというふうに考えております。引き続いて市としてできることについては、SNS活用というか、そういったところでの周知が主なものになるかなとは思いますが。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 県を通じてということで、ご存じだと思うんですけども、結構県内で、企業誘致がばんばん進んでいるところあるじゃないですか。何で旭市に来てくれないのかなとか思いながらそういうところを通ったりなんかするんですけども、県ってやっぱり旭市だけに特化してやるなんていうことはできないわけで、そこで、旭市が独自に何かを、みんなの中に埋もれているというのではなくて何かをやらなければいけないと思うんですが、SNSをということだったんですけども、実際にはSNSというのはどういったものを使われるんですか。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 市のホームページというところがやっぱりメインになろうかなと思います。あとは、今後の話になりますけれども、そういう企業誘致とか企業立地とかを紹介するような、例えば、公的サイトみたいなものがあれば、そういったところに情報を投げるというのも必要だと思いますし、実際、県のほうの話もしましたが、県のほうもやはり旭市でこういう例えば土地がある、こういう奨励措置があるというのを県内でプールしておく中で、立地をしたいという企業さんがいたらそこでマッチングしているというところはあるようです。実際何件か昨年、一昨年と見学に訪れた企業さんもありました。また、実際はそれには結びつかなかったんですけども、多分、地理的な要件とか、そういったところで、いろんなところを天秤にかけると言ったら変ですけども、いろんなところを見ながら、結局はほかのところだったんですけども、そうすると、今度インフラ、そういったところも大きな要素になってこようかと思います。だから、今後、例えば成田空港の機能強化であったり、銚子連絡道、基幹道路の整備、そういったところも今後大きな要素になってくるかなと思いますので、そういったところも含めて、何らかの形でちょっと考えていければなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 分かりました。期待します。終わります。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎） 議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、西野住宅５戸、池の端住宅５戸、10戸廃止するわけです。今ちょっとこっこのほうで見てみたら、もっとあるんですよね、今、皆さん方が。こちらによりますと、みど

り住宅も用途廃止予定、それから、双葉団地はこれは当然かもしれないんですけども、住む方がいなくなったら用途廃止予定。今、市営住宅がかなりありますけれども、この中で、旧旭市が建設した市営住宅は入居に当たって、お風呂の設備をつけないと入れません。こういう住宅はもう昭和40年代の住宅です。これは確かに住んでいる方たちには、自分が投資したお風呂だから、これは最後まで出るまで使いたいというのは分かりますし、それはそれでいいんですけども、そういう形ですけども、今考えなければいけないのは、市が公営住宅をこれからどのようにしていくかという問題です。

それから、もう一つ市が持っている住宅としては、雇用促進住宅と言われるものがあります。これは、5階建てが2棟あるんですけども、5階は全く使っていないと同然です。こういうような施設を持っていて、そういうところを何らかの形でもって利用しなければいけないし、今回私が前に住んでいた江ヶ崎の池の端住宅であそこが5戸なくなるのか、どこだろうなというふうに考えているんですけども、こういうような形の公営住宅をどういう今考え方でもってこの事業を進めていく考えか、市長にお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まず、今回の条例に関わる西野住宅と池の端住宅の現況からまずお話いたします。

西野住宅につきましては、現在47戸ございまして、そのうち14戸が加入しております。入居率は30%です。47戸のうち14戸に入戸している。池の端住宅は、こちらも47戸ございまして、入居は31戸でございます。入居率は66%です。この2個に関しましては、築後50年以上経過しておりまして、老朽化が著しい状況でございます。不具合に関しましては、政策空き家と申ししましても、要望に応えながら、随時修繕対応はしている状態でございます。今回、5戸というのは、もう住む方がいない棟を丸ごと用途廃止して解体するという目的でございます。

それであと、公営住宅の今後でございます。こちらも、大分前に1度議員の質問にお答えしたと思いますが、公共施設の個別施設計画というのがございます。そちらで、やはり老朽化した古い公営住宅については、政策空き家として用途廃止して、解体していくという道筋になっております。その中で、先ほど議員ご指摘がありましたとおり、西野、みどり、池の端、双葉、この四つに関しては、入居者がいなくなった棟から解体しておりまして、個別施設計画の目標では、床面積35%削減を目的に今やっております。現在のところ6.4%の削減

の状態でございます。

今後につきましては、市営住宅のニーズ、ここ最近の応募状況については、1倍前後が多くございます。ということで、本来の目的である住宅に困窮する方々への住宅の提供なり、そういった目的からはだんだん、人口減少もございますし、なくなっていることもございますので、新たに公営住宅を造るというよりは、ニーズがあれば、民間のアパートを借り上げ住宅にするという、そういった手法を取っていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうすると、今日議論した市の新しい計画の中に、今日私、午前中議論したでしょう、あの中に、市が持つ市営住宅というのは、どういう形でもって公営住宅を市の行政として取り扱っていくという考えなんですか。その中には、旧雇用促進住宅の2棟がありますよね。これが市が持っているいわゆる市営住宅です。そういうことについての考え方はどういうふうに市の中でなっているんですか。企画担当の方でもいいし、担当者でもいいからお答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まず、市営住宅についての今後でございますが、総合戦略の中で、確か明確にはどうするということがうたっていないと思います。今現状、先ほど言った四つの政策空き家の住宅以外の萬歳住宅であり、鐺木住宅、下永井団地、双葉団地のA、その四つについては……

（「双葉団地Aというのは3階建てのやつですか」の声あり）

○都市整備課長（飯島和則） 4階建てです。双葉団地ではないです。そちらについては、大規模な改修を適宜行いながら——萩園住宅もそうございました、今後も継続して運営していく予定でございます。鉄筋コンクリートの建物が萬歳と鐺木は違うんですけれども、比較的新しいものではございますので、まだまだ使えるというところでございますし、それなりにニーズもございますので、そこは今後も継続していくところでございます。

雇用促進住宅につきましては、個別施設計画の中では、入居の割合が50%を切った時点で用途廃止をするなり、いろいろ今後の施策を決めていくということにはなっております。ただ、雇用促進住宅は、ご存じかもしれませんが、公営住宅法による住宅ではございませんの

で、意外とその収入要件を多少広げることができたり、あと、災害とかで住宅が滅失した方が急遽入ることができたり、そういった面で市としては使わせてもらっております。現在、入居者40%台なので、大分低いんですが、議員ご指摘のとおり、エレベーターがない5階建てですので、上層階のほうはなかなか利用が進まない、今後も進んでいかないのかなとは考えております。

ただ、今現在住んでいる方を引っ越しなり、移動するということは極めて難しいことだと思いますので、将来を見据えながら、今住んでいる方と、いろいろ話し合う機会を持っていく必要があるかなとは考えております。現状で、雇用促進住宅をどういうふうにするという考えは今のところ計画は持ってございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 詳しい説明ありがとうございます。それで、先ほど都市整備課長が発言した市営住宅を借り上げでという案が出ましたけれども、本当にそういうことを今の市政の中で考えているんですか。民間アパートを借り上げて市営住宅にする。その発想というのは市の中にあるんですか。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 借り上げ住宅というのは、新たに公共施設、市営住宅を造っても、その後の維持管理なり、老朽化施設の解体、そういった問題も伴いますので、旭市だけではなく、全国的にそういった検討はされているところでございます。旭市で具体的な計画があるかという、それはまだございませんが、個別施設計画の中では、それを検討するということにはなっております。というのは、市で民間のアパートが不足している状況であればともかく、余裕がある状態であれば、それを使わせていただくほうが合理的であるし、お風呂の問題もございますけれども、設備が一通りそろっている住宅が比較的早期に手に入るということもございますので、そういった考えがあるというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 旭市の住宅に対する考え方がよく分かりました。また、一般質問や何かでもって、ぜひ市の考え方をお聞きすることがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の改正についての質疑です。

前者と同じく、市営住宅の役割をどのように考えているのかということをお聞きしたいんですけれども、答弁で大体のことは分かりました。方針が大体分かりました。経費がかからない方向にどんどんシフトしていくという、そういう考え方だと思うんですが、削減目標が床面積で35%、35%を縮減して、その残る、残す戸数というんですか、残す戸数の中で、先ほど来、お風呂がないだとか、そういうのではなくて、お風呂があって、何が言いたいのかといいますと、子育て世帯とかが使える、設備とまでは言わないです、一般的なそういう戸数というのはどれぐらいある、残っている、残す、まだ35%までいっていませんもんね。今後どういうふうなパーセンテージで残るものなのか、今現在どれぐらいあってというのをちょっとお聞きしたいです。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 残る、残す住宅で、お風呂なり、そういう設備が整っているところですよ。ちょっと合計が出ていないので、すみませんが、ちょっと足し算をしていただきたいんですが、よろしいですかね。

残す管理戸数が、まず、みどり南住宅が30戸です。香取住宅が58戸です。下永井団地が16戸、萩園住宅が33戸、萬歳住宅が12戸、鐺木住宅が20戸、双葉団地が24戸、以上が残す住宅でございます。

それで、お風呂がそのうちないところが30戸と58戸ですから88戸ございます。ないって言うところであれですけれども、お風呂を自前で用意していただくというところが。つかないというわけではなくて、自分でつけなくてはしょうがないので、そこはちょっと初期投資が必要かもしれませんが、風呂釜自体、今のユニットバスに比べればはるかに安い、数万円で買えますので、極端な負担ではないと思いますが、ないのは事実でございます。

あと、それと、子育て世帯というお話がございましたが、市営住宅の場合、収入制限がございます。扶養の家族がいる、お子さんがいるという方を想定しますと、月額21万4,000円

が収入の上限になります。ですから、年間300万円いってしまうと入れない状態でございますので、世帯とかですね、なかなかやっぱりもともと生活困窮者のための住宅という位置づけが結構強いもので、そういったことになっておりまして、子育て世帯だからすぐ入れるというわけではなくて、現在のところは、単身の高齢者であるとか、一部障害を持った方とか、そういった方が多く入居している状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ちょっと私にわかには合計できなかったんですけども、この合計から88戸を引いた、でも88戸も自前でお風呂を用意すれば住めるんですよね。子育て世帯でもというのが。なぜかと言いますと、県営住宅、市内にもあると思うんですけども、県営住宅の子育て世帯向けということでの戸数を県が枠を増やしたんですよ。これは子育て世帯というのに特化してね。それぐらいやはり子育て支援というか、そこに力を入れなければいけない状況に県自体もなっているし、もちろんのこと旭市はなっていると思うんですよね、市長。

ですから、県営住宅ですらそういう子育て世帯枠をつくっているわけですから、旭市も子育て世帯枠というのが検討はされたのではないかと思いますけれども、どうですか、検討されていますか。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 市営住宅の今後を考える上で、課内でそういう話題が出ることもございます。ただ、今の市営住宅の入居者の状況であるとか、設備の状態であるとかを考えると、子育て枠として確保というよりは、これは私の考えで申し訳ございませんが、民間アパートに住むときに、例えばそこに補助したほうが現実的な対応なのかなとはちょっと考えております。

というのは、先ほどの収入制限もございますし、エレベーターがついているのが1か所しかないというのもございますし、子育てに、ちょっと設計も古いし、建築年次もたっていることから、枠として取ったにしても、入居の選択肢としてはちょっと難しいかなと思っておりますので、もっと設備が新しい民間の賃貸住宅のほうをご利用いただくほうが現実的にはよろしいのかなというところは考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 何でこんなことを聞くかと申しますと、ニュースの報道を聞かれていますけれども、貧困家庭の中で、ゼロ歳から3歳までのお子さんを育てている家庭に500サンプル、国のほうでアンケートを取りましたら、紙おむつも買えない、粉ミルクも買えない。なので、紙おむつは、大きいほうをしない限りは絶対替えない、替えられない、ないので。粉ミルクは薄めて飲ませているという、そういったのが4割あるということで、国のほうがデータを出しておりました。

その500サンプルが旭市には全くそんなことはないなんていうことは私はないと思うんですよ。ですから、先ほども言いましたけれども、高齢者福祉と、こういった都市計画のほうのあれがリンクしなければいけないというのを言いましたけれども、子育て支援も絶対そうだと思うんです。都市計画のほうとのリンクが必ず必要で、そうしないと子どもなんか増えないですよ。ごめんなさい、これ質疑ですからこんなこと言ってはいけないんですけれども、いいです、話題には上がった。でも、ただ、市長の頭の中に、子育て施策でいろんな課のマターをリンクさせるようなことを考えられているかどうかという、その基本的なところ、お伺いしたいです。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 子育て支援に関しましては、住宅支援であったりとか、先ほどお話ありました旭市は紙おむつの助成もしております。そういった総合的に考えていくというのは当然であると認識しております。

また、先ほど公園の里親制度についてご提言ありました。それについても研究させていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第32号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第33号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第31号、議案第32号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利） おはかりいたします。議案第31号、議案第32号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、議案第32号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第31号、32号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第31号は同意することに決しました。

議案第32号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第32号は同意することに決しました。

◎日程第2 特別委員会議案付託

○議長（飯嶋正利） 日程第2、特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利） 日程第3、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第30号までと、議案第33号の23議案を配付してあります。付託議案等分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、12日までに審査を終了されるようお願いいたします。

◎日程第4 常任委員会請願付託

○議長（飯嶋正利） 日程第4、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯嶋正利） 配付漏れなしと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号の1件について配付してあります、付託議案等分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、3月12日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 6分